

赤穴庄と赤穴氏をめぐる雲石政治史

原 慶 三

はじめに

赤穴庄は出雲国南西端に位置する庄園で、石見国と備後国との堺目に所在する。A. 保元3年（1158）12月3日官宣旨（平遺2959、出典名と略記については補注2参照）に石清水八幡宮領（宮寺領と極楽寺領）＝別宮としてみえるのが初見で、石清水八幡宮の別宮が勧請され、庄園化が実現したが、本所である八幡宮と領家・預所等の関係が問題となっていた。八幡宮領は37ヶ国と広範囲にわたってみられたが、B. 元暦2年（1185）正月9日源頼朝下文（平遺4227）が出され、石清水八幡宮領に対する平家追討を口実とした武士の押領停止を命じている。こちらは南海道1・山陽道7・山陰道2（伯耆・出雲）と平氏の政治的経済的基盤となった西国10ヶ国が対象である。

Aは院政期における領域的庄園の成立と不可分の史料である。Bは平氏政権の興亡、治承・寿永の乱と鎌倉幕府の成立に関わる史料である。治承・寿永の乱で平氏と結んで没落した例や承久の乱で後鳥羽方となって没落した例は枚挙にいとまがないが、石清水八幡宮から赤穴別宮に派遣され、祭祀と庄園経営にあたった紀赤穴氏は鎌倉末期までは存続したことが確認できる（鎌遺21267）。出雲国の大田文は残っていないが、文永8年杵築大社三月会結番注文（鎌遺10922号）にその時点の所領名、田数（ただし庄園は立券時のもの）、地頭名（一部例外あり）が記されている。

紀季美は隠岐国を脱出し伯耆国船上山に籠城した後醍醐先帝の攻撃に動員され、敗北した隠岐守護佐々木清高軍が、京都を脱出した六波羅探題一行と合流・自害した近江国番場寺で出家・逐電した（置文、中川62）。赤穴庄地頭職は建武政権により没収された可能性が高いが、政権の崩壊により本主紀氏が復活したと思われ、季美の息子二人が庄内を東西に分けて支配した。後に二人が対立し、兄が石見国佐波氏を頼ったことが佐波氏の進出を招いたとする（置文）。ただし後述のように残された古文書の内容とは齟齬がみられる。幕府の分裂＝観応の擾乱と出雲守護をめぐる対立がからんで状況は二転三転し、佐波実連の子常連による赤穴氏の支配が安定したのは、山名満幸が討伐され、京極氏の出雲守護としての地位が確立した明德の乱後であった（置文）。

常連は応永13年（1406）8月11日に赤穴庄と佐波郷内猪子田河以南（猪子田村）を三人（千束氏＝正連、井本氏＝清連、赤穴氏＝弘行）に分割して譲った（中川12～16）が、15世紀半ばの佐波氏惣領元連（梁山）をめぐる二つの事件をきっかけに、弘行流による赤穴庄の独占が実現した。ただし、猪子田村井本分は惣領佐波氏が併合し、赤穴庄井本分も一時は佐波氏が支配し、出雲守護京極氏による仲介で返還された後も後者の福田村の一部は佐波氏関係者に与えられていた（中川58）。

永正2年（1505）10月3日、赤穴氏の塩冶における戦功により福田村分が赤穴氏に返される事が佐波氏により約束された（中川64）。この年の8月6日には、明応6年9月晦日に赤穴郡連が虎法師丸に行った所領の譲与（中川59・60）を、佐波秀連・誠連父子が安堵（中川63）し、それに先立つ7月14日には「置文」が作成されている。この置文は『中世政治社会思想』上（1972）に収録され、石井進氏による注釈と解説が加えられたことで、研究者の注目を集め、残された文書の解釈にも活用されてきたが、文書による置文の史料批判をどの論者もほとんど行っておらず、課題として残されている。本稿では以上のような赤穴氏と赤穴庄をめぐる動きとそれに関連する出雲国と石見国の政治史の一面を明らかにする。中世の雲石両国を対象とする研究のほとんどは関係史料を列挙して表面をなぞる段階で終わっており、論文に必要不可欠なその後の詳細な検討・分析を欠いており、その信頼性にも課題がある。

〔補注1〕紙幅の制約もあり、出典の史料名、論文名は略記する。

『新修島根県史』通史編1（1968、以下では新県史通史と表記。）の第三部一章は勝田勝年氏（1111年、以下では年は省略）の原稿を藤岡大拙氏が加減されたものを調整とある。出雲国の別宮の初見（1111年、以下では年は省略）である平浜別宮の遷宮日に関する記事が因幡守平正盛が源義親の乱（1107）を鎮圧してまもなくであることから、院を媒介として平氏勢力と石清水勢力との間に何らかの関係が推測できると述べているが、別宮は正盛が見任の因幡国が1、勲功により遷任した丹後国は2箇所にとどまっている。

〔補注2〕史料の出典については以下の通り。

文書について、『松江市史』中世史料編に収録されたものは「松江番号」で、『大社町史』古代・中世資料編に収録されたものは「大社番号」で記す。前者の方が後者よりも年次・人名の比定が正確なため、「松江」を優先し、そこに未収録の文書の出典を「大社」で示す。『平安遺文』、『鎌倉遺文』、『南北朝遺文中四国編』に収録された文書は「平遺番号」「鎌遺番号」「中国番号」という形で示す。『出雲鰐淵寺文書』（2015）所収文書は「鰐淵寺番号」で示す。『中世大田・石見銀山関係史料集』（2019）に収録された文書は「大田銀山番号」で記す。

『戦国大名尼子氏の伝えた古文書—佐々木文書』所収文書は佐々木番号で示す。『出雲尼子氏史料集』所収文書は尼子番号、東大史料編纂所蔵中川四郎氏所蔵文書については『中川文書（赤穴文書）』（2021）に収録された原本は（中川番号）と表記。それ以外は（萩関中川番号）と表記。

日記類については「中右記保元2.4.5」のように、「日記名+年月日」で示すが、本文中に年月日を記している場合は史料名のみに記す。それ以外については、出典名を記す。奈良文化財研究所史料『仁和寺史料古文書編』（2013）所収史料は仁和寺番号と記す。

関係する人物の生没年、年齢、父母と子についての出典が公卿補任の場合は「補任」（ただし本人以外の記事が典拠の場合は「補任人名」と記す）、尊卑分脈は「尊卑」、それ以外は系図名、「日記名+年月日」で示す。

〔補注3〕本稿の主たる問題に関係する部分のみ論文の出典を本文中に（人名+発表年）で示し、巻末に正式名称のリスト（人名の五十音順）を掲載する。庄園の存否とその情報について、国立歴史民俗博物館「日本荘園」データベース（最終更新2022年11月15日）で確認しているが、国立歴史民俗博物館「日本荘園」と略記する。知行国の問題については別稿を準備している。

1. 出雲国における庄園公領制の展開

（石清水八幡宮別宮の勧請）

保元3年時点での出雲国における八幡宮別宮（すべて宮寺領で極楽寺領はなし）は以下の1）から8）で、元暦2年にはこれに9）が加わっている。ただし、文永8年の時点では9）は公領に戻されて「石坂郷」とみえ、規模の大きい1）～3）は「～庄」とみえる。

- 1）横田別宮 2）安田別宮 3）赤穴別宮 4）枚〔平〕浜別宮 5）日蔵別宮
- 6）新松別宮 7）白上別宮 8）大田別宮 9）石坂保

この9ヶ所の所在地については『新県史通史』で比定されているが、7）は『旧県史』（1927）、8）は曾根1963の説を引用している。また石塚2000、佐伯2012でも取り上げられているが、8）については所在不明とする。8）の比定の問題点として5）との距離が近すぎる（約2km）点があげられるが、『上之郷神社誌』（1983）には塩冶郷内上郷に大田別宮がみえ、保延、文治年間の棟札があるとする。『上津村誌』（1956）には「無格社八幡宮由緒調査書」から棟札を引用している。いずれも「年」の数字の部分が判読不能等不完全なものであるが、保延年間は戊午、文治年間は酉とあり、保延4年（1138）戊午、文治5年（1189）己酉年となる。

4）は竹矢郷、5）は多祢郷、6）は朝山郷、7）は佐世郷の一角に勧請されており、4）の郷司が不明な事を除けばいずれも出雲国衙の在庁官人勝部宿祢一族が郷司を務めていた公領で、塩冶郷も同様である。竹矢郷は出雲国衙の所在した大草郷と国衙領最大の出雲郷に隣接しており、これも勝部宿祢領であった可能性が高い。なお、文永8年には竹矢郷は北条時宗領、平浜別宮は守護佐々木泰清領であるが、現在残っている史料（松江181）からすると得宗領、守護領となったのは承久の乱の京方による没収ではなく、正嘉2年（1258）以降である。

〔補注4〕勝部宿禰については系図はあっても文書と矛盾が多く利用に問題があったが、出雲市国富の稲田家に伝わった「大伴氏系図」（原本は焼失）の謄写本が東大史料編纂所に残っていた。過去に編纂所員であった朝山皓氏の論文（朝山1931）でその一部が引用され、佐陀神社には他の系図と統合した系図が残されているが、若干の異同がある。原2007と原2009で紹介し、『松江史料』（2014）に収録されている。なお朝山氏論文は吉川1970で知った。

系図は大原系が中心で詳細な記述があるが、神門系、飯石系は初代のみで、仁田系は六代目の仁田権守重兼までを記す。重兼は大原系では、保延7年（1141）の大社神殿顛倒にともなう修造竈殿と御神体の遷宮、康治元年（1142）の仮殿遷宮、久安元年（1145）の大社正殿遷宮にみえる庁事勝部元宗（系図では調所庁事とする、勝部宿禰では孝盛に次ぐNo2）と同世代となる。宝賀2006では元久2年（1205）正月29日の除目に「右兵衛少尉勝部惟綱」、11月29日の除目に「右馬允上勝〔勝部〕基綱」とある（明月記）ことも指摘され、『松江史料』にも収録された。その後論者は寛喜3年正月6日の除目の末尾に「外従五位下勝□基綱」とある（民経記・明月記）のを確認した。勝部宿禰全体の惣領某（助盛カ）と大原系の惣領で朝山郷司であった惟綱は承久の乱で没落し、惟綱の弟元綱が勝部宿禰全体の惣領となり、朝山郷地頭となる一方で叙爵していた。

（出雲国における知行国制の展開とその影響）

八幡宮別宮の数は、お膝元である山城国と河内国を別格とすると、同じ山陰道の但馬国とならんで出雲国が最多の8である。その背景は何であろうか。また、拙稿2023で示したように、杵築大社と同様に神郡と関係の深い地方の有力神社のほとんどでは、所領の庄園化に伴い従来の祭祀担当者（国造・宮司）がそのまま庄園の管理にあたる神主となっている。紀伊国日前国懸社の場合は庄園化が行われなかったため、国造の名称が存続し、太政官符による補任が鎌倉末まで確認できる。杵築大社の場合は国衙の有力在庁官人である出雲宿禰一族内蔵忠光が庄園の寄進・立券の中心となり神主に補任された。それゆえ、国造は内蔵氏を激しく攻撃し、自らの神主補任を求めた（松江93）。

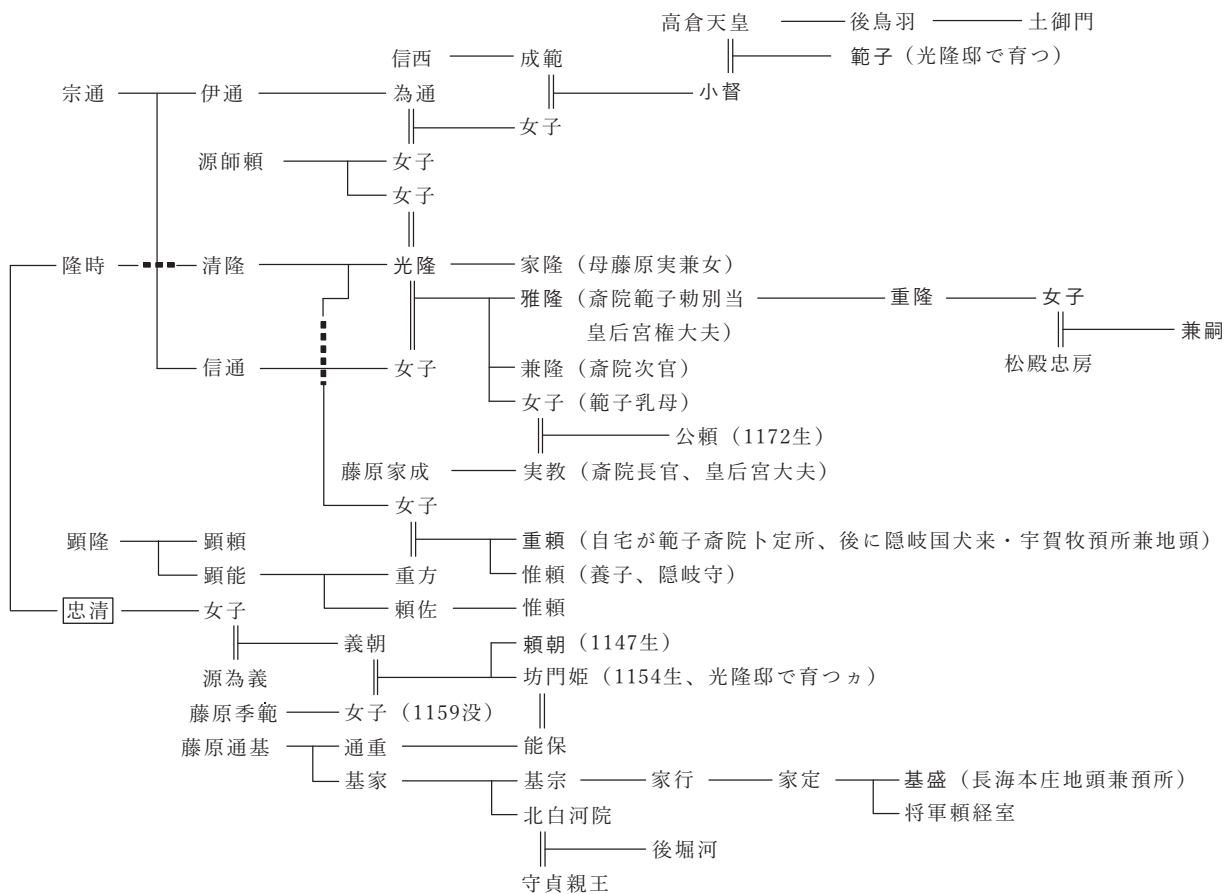
保元の乱後の再立券時に領家藤原光隆、本家賀茂斎院（式子—僖子—頒子—範子内親王）のもとで出雲宗孝が神主に補任され、次いで国造兼忠と兼経が相次いで死亡し、後継者となりうる15才以上の男子がいない中、国造の娘を妻とする宗孝が国造に補任された（原2023）。従来の「兼」系に代わって「孝」系が国造となり、現在に至っている（ただし国造家の分立で千家国造は初代孝宗の子以降、「孝」を付けていない）。出雲宿禰一族の新興勢力として内蔵忠光と国造宗孝は同様の存在であった。また忠光の子資忠が源頼朝への大功により神主に返り咲き、建久元年（1190）に遷宮が行われた正殿の造営を、頼朝の協力を得て成し遂げたのである。資忠を激しく批判し、後に神主の独占に成功した宗孝流は内蔵氏を中原氏の一族であると歴史を改変し（研究者も気づかず）、建久元年の遷宮に至る関係史料も残さなかった。

光隆（1127年生）が本家範子（賀茂斎院—皇后—坊門院）を育てたのはその妻が藤原信通の娘（尊卑）であったからであろう〔系図1〕。信通は宗通の嫡子であったが、保安元年（1120）10月に父宗通の後を追うように30才で死亡した（補任）。その娘は遅くとも翌年までには生まれたはずで、夫光隆（1127年生、補任）より6才以上年長となるが、父の後継者となった叔父（同母弟）伊通の庇護に入った可能性が高い。伊通の嫡子為通（1112年生、補任）は父に先立ち仁平4年（1154）に43才で死亡したが、光隆（妻信通娘）より15才以上年上であった。『平家物語』で有名な小督（1158年生、山槐記治承4.4.12）の母は不明だが、父である藤原成範（1135年生、信西入道子、補任）の妻としては藤原為通の娘と藤原重成の娘が知られている（尊卑）。小督は高倉天皇との間に範子（1177年生、山槐記治承2.6.17）を産んだ。小督が3才であった平治元年12月に平治の乱が起き、祖父信西は殺害され、父成範も解官され下野国に配流されている。成範は一年後には許され大宰大貳に補任されている（補任）が、父の配流により小督が母の縁者である光隆の妻と関わりを持ったのではないかと推測される。

また領家光隆は源頼朝の要請を受けて、杵築大社神主を国造宗孝の子孝房から内蔵資忠に交替させた（松江82）。これにより治承・寿永の乱と飢饉により遅れていた正殿造営が軌道に乗った。

系図1は光隆と範子ならびに、頼朝の関係を示している（罫線をまたぐ際に点線を利用）。

[系図1] (尊卑分脈と記録類に基づき作成)



齋院時代の範子、皇后時代の範子の周辺には光隆の関係者がみえる。光隆と信通娘との間に生まれた嫡子雅隆と庶弟兼隆と光隆の娘（夫と子公頼の年齢からすると雅隆の同母妹）を妻とした藤原実教（1150年生、家成子）である。光隆と閑院流実兼の娘との間に生まれた家隆はみえない。光隆の死後杵築大社領家は嫡子雅隆が継承した。雅隆の死後はその娘を妻とし、『新古今集和歌集』の選者として知られる弟家隆が領家を継承したとの説が出された（井上1980）が、前述のように雅隆とは母が違い、領家は子重隆が継いだ。光隆、雅隆は公卿となったが、重隆は「上総介殿」と呼ばれたように公卿になることなく死亡し、大社領家は重隆の娘、さらには娘が松殿忠房との間に生んだ兼嗣に受け継がれた。

初代神主に補任された内蔵忠光とその子で頼朝への大功により神主に帰り咲いた資忠について確認すると、忠光が杵築大社領寄進の中心となったのは、久安元年の遷宮時に由雲守光隆によって寄進された武志村と鳥屋村の開発の中心であったためであろう。第二次寄進・立券の中心となった出雲宗孝は出西郷と富郷開発の中心で、両郷は建暦3年（1213）8月21日領家藤原雅隆袖判御教書（大社189）の中に別納の地として見え、国司以外の人物が寄進したものであった。建久5年3月21日出雲孝房讓状（大社172）は後に作成されたものではあるが、その中で「出西郷者孝房親父国造宗孝時申寄神領、令年来領知畢」と述べているのは事実と思われる。

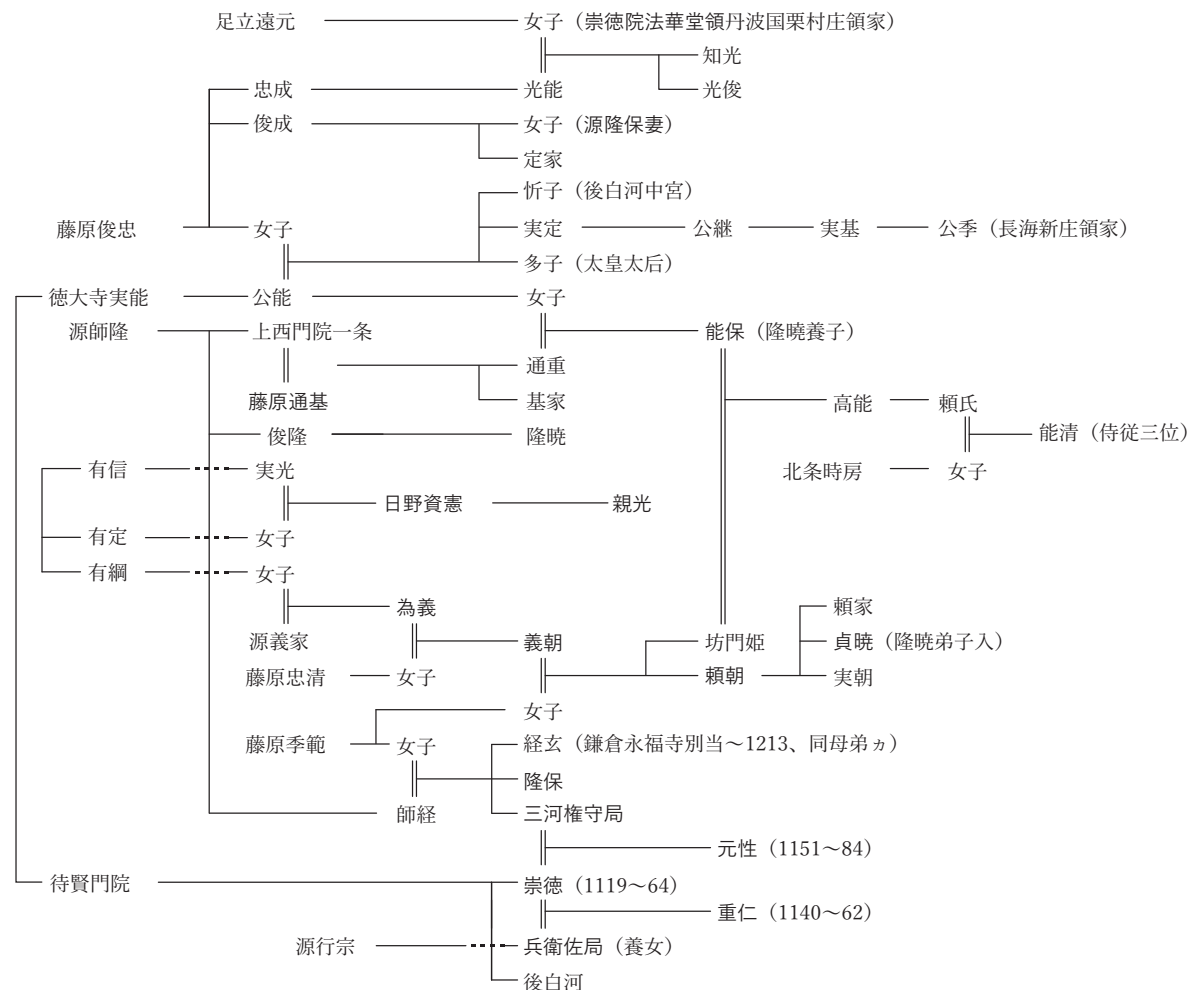
天養元年（1144）に出雲国揖屋社が立券・寄進され（松江59）、領家日野資憲、本家成勝寺（崇徳御願寺）という体制が生まれた。『吾妻鏡』元暦2年3月13日条では資憲の子親光を「御外戚」（崇徳側近資憲の父実光は頼朝の祖父為義の従兄弟で、資憲の母も為義の従姉妹で、これに以下に述べる崇徳との関係が合わさった）と呼び、同年5月1日条では崇徳院との間に重仁親王を産み、配流先の讃岐にも同行した兵衛佐局について「件の禅尼は武衛の親類なり」と記している。角田1974は兵衛佐局の母（父は信縁で、源行宗の養女となる）の母もまた熱田大宮司季範の娘とする系図を作成・掲載したが、誤りである。頼朝と関係があったのは崇徳院であった。熱田大

宮司には頼朝の母（由良御前とされる）の外に、源師経の妻となった娘（こちらが姉）があった。尊卑では待賢門院女房、上西門院女房となった二人の娘が記されているが、叙爵もしていない季範を「従四位下」と記したのと同様、裏付けがない。

師経は兄俊隆と異なり日記類にみえず、尊卑には「三河権守」とあるが、その娘三河権守局が崇徳院に仕え、院の第二子元性を仁平元年（1151）に産んでいる（血脈類集記六）。局の弟隆保は文治2年6月5日に頼朝の同母妹坊門姫の夫一条能保が讃岐守から知行国主となった際には国守に起用されている（補任能保）。また、頼朝が急死した直後（1199年2月）に能保（1197年没）と嫡子高能（1198年没）の旧臣による三左衛門事件が摘発された（愚管抄）。左馬頭であった隆保邸で謀議がなされていたとして、関係者の処罰がなされ、隆保は解官され土佐に配流された。

源隆保と一条能保の関係を示すものとして尊卑「隆暁」(1135－1206)の付記に「讃岐守能保為子」とある。これを隆暁が能保の養子となったとする説があるが(菊池1987、平2020)、能保の生年は義兄頼朝(1147－1199、補任)と同じであり、隆暁の養子が能保であった。能保は生まれた二年後に父通重が死亡し、母の実家である徳大寺家の庇護に入り、7才で上西門院御給により叙爵し、保元2年12月に11才で母方の祖父徳大寺公能知行国丹波の国守となった(補任)。公能の娘忻子が後白河天皇中宮となったが、忻子ならびにその父公能と後白河の関係は緊密ではなく、翌3年10月に丹波は三条実行の知行国となり、能保は無官となり(補任)、公能も永暦2年8月に47才で死亡した(補任)。能保が太皇太后多子(公能娘で近衛天皇と二条天皇に入内)の大宮権亮に補任されたのは9年後の仁安2年(1167)12月であった(補任)。能保が隆暁の養子となったのはこの無官の時期で

[系図 2] (尊卑分脈と記録類の記述を踏まえて作成)



あったと思われる。能保の祖父は待賢門院を支えた藤原通基で、祖母が源師隆の娘で待賢門院と上西門院に仕えた女房一条であった。師隆の孫（嫡子俊隆の子）が隆暁であった。四男実朝が生まれる直前の建久2年5月19日に頼朝の三男貞暁は仁和寺の隆暁に弟子入りするため上洛している（吾妻鏡）。

話を八幡宮別宮の勧請に戻すと、出雲国と但馬国に共通するのは白河院の近臣藤原基隆とその子が国司（知行国主）であった期間が長いことである。長治元年（1104）正月28日に基隆の同母弟家保が在任一年で備後守から出雲守に遷任した（為房卿記）が、この時は母で堀河天皇乳母であった藤原家子の再婚相手大江匡房（摂津国長町庄内西倉村相傳系図）が知行国主であった（嘉承2年9月に基隆が知行国三河を一年で返上し、伯耆国を賜うことを希望した際に匡房の例を挙げている）。家保は杵築大社造営を理由に重任を望んだ（松江155）が、隠岐国に配流されていた源義親が嘉承2年に密かに出雲国に渡り、知行国主匡房の目代を殺害した。対馬守であった義親は大宰権帥匡房の訴えによりその行動が問題視され、父義家が郎等を派遣して行った説得にも応じず、隠岐国へ配流されていた。匡房の任期が1年延長されていた（朝野群載巻4朝儀上に康和3年1月の除目での欠官の中に大宰帥・大弐がみえる）時期の事件であった。後任の権帥として康和4年（1102）正月に補任された藤原保実が一月余りで死亡した（補任）ため、6月には藤原季仲が権帥に補任され、翌年6月に下向した（補任）。補任4年目の長治2年に延暦寺末寺と対立する中、日吉社神人が殺害され、神輿が破壊されたため、中央では延暦寺による強訴が起こった。政府は問題の収拾を図るため11月には権帥季仲を解官し、常陸国に配流処分とした（補任）。

このため急きょ嘉承元年（1106）3月に権帥再登板となったのが匡房であった（補任）。義親の隠岐脱出は近隣の武士を組織しての反乱と捉えられる（松江通史）ことが多いが、実態は恨み骨髓の匡房が権帥に復帰するとともに、対岸の出雲国は匡房の知行国となったため、匡房側近であるの目代個人を狙ったテロであった（殿暦嘉承1.12.19、目代が率いる軍と義親軍が戦ったものではない）。このため近隣武士の支持を得ることもなく（「有同意輩、旁有其聞」とあるが正盛の勸賞を後押しするための発言であろう）、政府が派遣した平正盛軍が出雲国に下向したその日に鎮圧された（中右記嘉承2.10.19）。匡房側近の殺害により家保の重任による大社造営は不可能となり、藤原顕隆の子顕頼が嘉承3年正月24日に叙爵と同時に出雲守に補任された（補任、中右記）。東宮宗仁が正月15日に即位したため、顕隆が坊官賞を得、それを子である蔵人顕隆に譲った形である。これを記した中右記の記主中御門宗忠は、叙爵と同日の補任と14才（新年になっているので厳密には数えて15才）であることから、「希代之例か」とコメントしている。叙爵には白河院の娘前斎院禎子内親王の康和6年末給分が充てられた。

出雲国が基隆知行国となったのは永久2（1114）年12月14日の庶長子隆頼の出雲守補任（中右記）であり、7年間在任（1114～21）して若狭守に遷任した。次いで大治3年12月29日には嫡子忠隆の同母弟経隆が補任（二中歴）され（1128～30）、さらに基隆が修理大夫に補任されたことにともない、大治5年10月27日には孫源光隆が補任され（中右記）、二期8年（1130～38）在任した（補任藤原光隆）。藤原清隆・光隆父子（1138～1146）による杵築大社造営・遷宮期を経て、久安2年12月29日には経隆が二度目の出雲守（本朝世紀）となり、7年間在任（1146末～1154初）した。

但馬国は元永元年11月に基隆の嫡子17才の忠隆が丹後守から遷任し二期8年（1118～1126）在任した（補任）。知行国主は基隆である。次いで保延4年12月には経隆が讃岐守から遷任（補任藤原隆季）し、二期8年（1138～1146）在任し、その後、前述のように出雲守に遷任している。出雲国は20年余、但馬国は16年間にわたって基隆の関係者が国守を務めた。出雲国はその上に待賢門院の知行国となった。

女院の女房美濃局（紀家子）は石清水八幡宮別当光清と藤原周衡の娘周子との間に生まれていた（尊卑）が、美濃局は待賢門院璋子と美福門院得子の間を埋める期間に鳥羽院との間に二男一女をもうけている。藤原周子は家子が二番目の男子を産んだ長承3年（1134）閏12月15日に父周衡から譲られた越前国河和田庄を待賢門院御願

寺法金剛院に寄進している（平遺2310）が、これはすでに成立していた河和田庄に左衛門督藤原宗輔（中右記の記主中御門宗忠の異母弟）家位田を併合するものであった。これに先立ち7月17日には一品宮下文が出されたことが「越前河和田庄文書目録」（仁和寺8）によってわかる。奈良文化財研究所『仁和寺史料』では一品を「待賢門院第一皇女禧子内親王カ」とするが、前年の10月10日に死亡しており、正しくは仁和寺一品覚法法親王（白河院子）である。法金剛院に対する仁和寺の影響の強さが分かる。

五味文彦氏は源光隆が国守に在任した時期の安芸国が待賢門院知行国の可能性があるとした（五味1982）が、光隆の初任は大治5年10月27日補任の出雲国であった。光隆は女院と鳥羽院の院庁筆頭別当であった源能俊と基隆の娘との間に生まれ、9才（補任時の中右記）ないし7才（死亡時の本朝世紀）で元服と同日に叙爵し、出雲守に補任された。極めて異例なこの人事の背景には播磨守であった基隆が、自らの修理大夫補任を待賢門院に強く働きかけたことがあった。女院分国ではなく知行国とする理由については別稿で述べる。

基隆が藤原長実の嫡子で鳥羽院の不興を買い、一時的に修理大夫を停任された顕盛に代わって修理大夫となり、国司では最高の地位とされる播磨守の後任には鳥羽院寵臣である讃岐守家成を充て、讃岐守に外孫の源光隆を補任するというものであった（長秋記大治5.9.1）。讃岐守は播磨守、伊予守とともに初任者を補任するポストではなく、実際には基隆の子出雲守経隆が讃岐守に遷任し、光隆は出雲守に補任された。父源能俊ないしは外祖父基隆が知行国主となっても不思議ではないが、光隆が出雲守に補任された1年半後には基隆が死亡した。その2年後には能俊も死亡したが、光隆の地位に影響はなく、保延4年（1138）12月に安芸守に遷任した。出雲国は待賢門院知行国で、女院の別当と判官代が国の経営にあたった。当初は外祖父基隆が補佐したと思われるが、その死後は女院判官代高階家行が補佐した。康治2年（1143）7月6日には女院娘の前斎院御所造営の功で光隆が遷任・重任功を認められたのに対して、家行は叙位の対象となっている（仙洞御移徙部類記）。

保延元年（1135）3月4日に女院右方人々による闘鶏が催され、鳥羽院から御感の言葉をかけられている。源師仲（女院別当師頼子、20才、補任）、藤原経宗（経実子、17才、補任）、卜部基仲（女院侍兼仲弟）とならんで、出雲守源光隆（女院別当能俊子、14才カ）の名もみえ（長秋記）、これらの人々は幼少時より女院に近侍していた。

出雲国が待賢門院知行国となったことによる影響としては、女院御願寺円勝寺領長海庄、女院の子崇徳院庁分領杵築社領、崇徳御願寺成勝寺領揖屋社・飯石社の立券・成立があるが、女院が信仰した真言宗仁和寺領の成立も考えられる。御願寺法金剛院は律宗寺院を再建した形であるが、仁和寺に隣接して造営された。

長海庄は女院の娘上西門院領、後白河院領を経て院の娘宣陽門院領となる（松江124）が、文永8年結番注文の時点では長海本庄（田数50町）と新庄（51町5反）に分かれていた。新庄の領家は女院の同母兄実能を祖とする徳大寺家で、地頭は置かれず、一円地であった（松江257）。三代目実定の後継者となった公継の母は上西門院女房備後であり（補任）、女房備後を経て徳大寺家領となった可能性が高い。室町院領加賀国熊坂庄は池大納言頼盛領をへて徳大寺家領となったが、文永10年（1273）に預所＝領家徳大寺家雑掌と地頭大見氏との相論の結果、領家方と地頭方に和与中分されている。その後、弘安3年に領家方は幕府により東福寺に寄進され（鎌遺14080）、東福寺領として続いていく。東福寺に残った元徳4年の関連史料（大日本古文書東福寺471）をみると、地頭方のみならず領家方も幕府の支配するところであったが、幕府は領家方を徳大寺家に委ねており、関東御領であった。

長海本庄地頭としてみえるのは文応2年3月25日に宗尊親王近習としてみえる持明院基盛（吾妻鏡）であった。その母は二階堂隠岐守行頼の娘とあるが（尊卑）、活動時期と官職「隠岐守」から行頼（本人は加賀守、父は筑前守）ではあり得ない。行頼は弘長2年（1262）に幕府評定衆となったが、翌3年12月1日に34才で死亡している（関東評定伝）。この時点で孫が生まれていた可能性は低いが、基盛は文応2年（1261）3月25日には「持明院基盛」とみえる（吾妻鏡）。隠岐守と「基盛」の名からすると、隠岐守系の基行（1198～1240）の娘の誤り

であろう。基盛は文永3年に丹波国大沢庄の預所兼地頭を母から譲られ、翌4年に母が死亡したため、同年12月6日関東下知状で安堵された（寛1988）。

仁治元年（1241）閏10月に母の兄弟である行氏が父基行から譲られた肥前国鏡社、伊勢国益田庄、尾張国西門真庄、参河国重原庄、相模国懷島内殿原郷、陸奥国信夫庄内烏和田村等地頭職を安堵されている（鎌遺5627・5658）。これを含めて基行の所領に長海本庄はみえず、父持明院家定から譲られたものであろう。家定の母は上西門院帥局（補任）、父基宗の母は上西門院因幡（補任）、祖父基家の母は上西門院乳母（補任）であり、基家は上西門院知行国の国守を歴任している。長海新庄徳大寺氏の例から、持明院基盛も本庄の預所（領家）兼地頭であったと思われる。

建永元年（1206）から建暦2年（1212）に比定できる関東御教書（松江市史研究10、堀川2019）では、長海庄地頭の関係者である某員綱による非法濫行を訴える沙汰人申状が提出されたのを受け、出雲守護安達親長（源三左衛門尉）に対して、預所使とともに事態を尋明し、奪い取られた損物を糺返するとともに、員綱を停止し、清廉の者をその替わりに定置くよう命じている。追書には公文為重の親族が殺害され、本人も庄内から追却された事を領家が訴えたことと、子細があれば逐次言上することも記されている。この史料を再評価した堀川氏は員綱を地頭とするが、判読不能な部分があってそこまでの断定はできない。何より地頭正員なら幕府が解任して後任を補任すれば済むわけである。そこから、員綱は守護の関係者で、長海庄の支配に関わっていた人物と考えることができる。前述のように、長海庄を含む待賢門院御願寺円勝寺領は女院の死後は女院の仏事を行う崇徳院が管理していた。それが保元の乱で崇徳が失脚したため、同母妹である統子内親王＝上西門院領となった。次いで上西門院が死亡すると一才下の同母弟である後白河院が自らの庄園として長講堂領に組み込み、建久3年（1192）には娘宣陽門院観子内親王に譲った。訴えた領家は上西門院女房の関係者であろう。この後、本庄と新庄に分かれ、ともに上西門院女房を母とする持明院家行（1175～1226）と徳大寺公継（1175～1227）が領家となったのではない。そして実際は加賀国熊坂庄と同様に、幕府が領家でそれを持明院・徳大寺両氏に委ねていたのではない。こうした体制となった背景としては、長海庄の下司に平氏関係者が補任されていたことが考えられる。上西門院女房から後白河院の寵愛を受けて高倉天皇を産んだ平滋子は、清盛の正室時子並びに平時忠の異母妹であった（尊卑）。院号宣下により建春門院となったが、その女房には元上西門院女房も珍しくはなかった（五味1982）。

長海庄に隣接して平清盛が造営に関わった蓮華王院領加賀庄と持田庄がある。文永8年の地頭は土屋右〔左〕衛門尉子と土屋三郎左衛門尉子である。前者は土屋氏惣領宗光＝左衛門尉の子、後者はその甥忠時の子である。土屋氏に関しては限られた情報を記した系図のみ知られていたが、土屋垣屋氏系図（原2019）には忠時は忠光の子とある。土屋氏初代となる宗遠は土肥実平の弟で、上賀茂神社領出雲国大原郡福田（加茂）庄地頭となったが、その濫行を上賀茂社側が訴え、文治2年9月に宗遠の知行と公文実法師の濫行が停止された。宗遠は実法法師をその進止下に置き、神役を闕怠したため停止され、これ以降福田庄は上賀茂神社の一円支配となった（鎌遺4362）。

宗遠には三浦氏一族岡崎氏から養子に入った次郎義清、弥次郎忠光、実子弥三郎宗光が知られる。土屋垣屋氏系図は義清を記さず、忠光と宗光のみ記す。義清とその一族は建暦3年5月の和田義盛の乱で義盛方となり滅亡した。また忠光は頼朝の挙兵時の記事にみえるのみ（吾妻鏡）であり、合戦で死亡したとみられていた。系図には忠光も三浦氏からの養子と記されている。宗光は死亡記事（吾妻鏡）から元暦元年（1184）の生まれである。

系図には忠光の子として康直・実康・忠時・忠長・光直・時光を記し、実康のみ所領に伴う苗字を記さないが、その子孫から垣屋氏が出ている。康直は出雲国島根郡に住み「大葦」とある。文永8年に「北野末社」とあるのが大葦であるが、その時点では香木三郎が地頭であり、康直の子孫が船上山の合戦の恩賞として後醍醐から大葦を得て、大葦氏を称したことを示していると思われる。大葦氏も山名氏家臣として活躍するが、明德の乱で山名満幸・氏清方となり滅亡した（原2019）。忠時には「時田」とあるが、持田の誤りで持田庄地頭となり、「養賀四

郎左衛門尉」とある忠長は出雲国大原郡大東庄内養賀の、「縁所五郎」とある光直は同庄内縁所の、「大田六郎左衛門尉」とある時光は石見国安濃郡大田郷の地頭となった。いずれも父忠光領を譲られたものであろう。忠光は治承・寿永の乱後、出雲国と石見国の所領を恩賞として得、下向したと考えられる。大田郷は平安末期には石見国東部の所領を支配した藤原氏の所領であったが、大田郷を譲られた人物が平氏方となり没落し、その跡が忠光に与えられたのだろう。加賀庄は福田庄と同様、宗遠領となり、その嫡子宗光をへて文永8年には宗光子が地頭であった。

島根郡内には平家没官領として没収され、その跡に土屋宗遠の関係者が地頭に補任された所領があった。長海庄も同様に没官領とされ、幕府の支配するところとなったが、頼朝と崇徳の関係から、領家である上西門院に配慮し、守護の代官員綱が支配に当たっていたのではないかと考えられる。それゆえ幕府は自ら員綱を解任して新たな地頭を補任するのではなく、守護安達親長に員綱に替えて清廉の者を定置くように命じたと考えられる。

文永8年の時点でも長海本新庄とも幕府領で、本庄は基盛が御家人でもあったため地頭名として記され、新庄は徳大寺公孝が権中納言であったため地頭欄は空欄であったが、幕府が管理していたため、杵築大社三月会の頭役は負担した。出雲守護佐々木泰清が弘安5年（佐々木系図の弘安10年は誤り）6月28日に長見〔海〕本庄で頓死した背景は以上のとおりであり、単純に長海本庄の地頭が守護佐々木氏であった（川岡2022）とすることはできない。

建武4年（1339）8月28日光厳上皇院宣（中国653）により仁和寺領大原郡広田庄への悪党の濫妨停止が命じられ、天文11年12月 日仁和寺前大僧正宗勝仁和寺庄補任状（仁和寺284）により佐波隆連が代官に補任されている。大原郡仁和寺庄は日野家領としてもみえるが、庄園の支配をめぐる仁和寺と日野家が対立する事例がみられる。日野家は実光の同母弟資光が女院判官代として実務の中心となり、次いで実光の子で資光の娘待賢門院阿波を妻とした資憲が崇徳院庁の中心（判官代から別当へ）となった。これが仁和寺領が一方では日野家領となった背景であった。広田庄も16世紀半ばの日野家所領目録（松江市史研究10）に越後国山田郷に続いて「同国広田庄」がみえるが、国立歴史博「日本荘園」で検索しても越後国広田庄はみあたらず、出雲国広田庄の誤りだと思われる。揖屋社が成勝寺に、杵築社領が崇徳院庁に寄進されたのに続いて、仁平2年8月15日には飯石社が成勝寺に寄進されている（平遣5098）。

八幡宮領横田庄内の岩屋寺毘沙門天立像は海外に流出していたが、近年、独立行政法人奈良国立博物館の特別展展示のため貸し出され、科学的調査が行われた。従来はその様式から平安初期のものとされていたが、胎内の銘文から保安5年（1124）2月24日に造られたことが明らかになった（岩田2021）。まさに別宮が勧請された時期であるが、同年5月には中宮璋子が第二皇子通仁を産み、11月24日には院号宣下により待賢門院となっている。当時の出雲守は19才の勸修寺流憲方で父為隆が知行国主であった（松江通史）。父為隆は白河院に仕えたとともに摂関家家司で、母方の祖父藤原有佐も摂関家家司であったが、憲方は父とともに白河院の第四皇女前斎院禰子内親王に仕えていた。内親王は堀河天皇の同母妹で、太皇太后（後冷泉天皇の皇后）寛子から所領を譲られていた（永昌記保安5.4.28）。寛子は藤原頼通の長女で、その所領は頼通から譲られたものであった。為隆は白河院と摂関家の両方との関係を維持していた。法金剛院北斗堂は周防守遷任後の憲方が造営を行っており（百鍊抄保延1.3.25。長承1は誤り）、白河院の養女となっていた待賢門院との関係も強めた。以上、石清水八幡宮別宮の勧請から待賢門院知行国となったことが出雲国に与えた影響について述べた。

2. 杵築大社三月会に関する文書から

三月会については応保元年（1161）に始まったとの記録がある（松江55）。大社領の再立券が行われ、賀茂斎院領となった時期である。稲作の田植の時期に神を迎える三月会と収穫後に神に感謝をあらわす九月会はセット

の行事であったが、前者の重要性が高まった結果、大社最大の行事となった。天正12年（1584）9月13日に千上方上官長谷広佐が毛利氏に注進した杵築大社年中行事目録写（松江1877）の中で応永35年（1428）から天文24年（1555）まで一円關番と記されているが、史料を確認すると、正長2年（1430）分の記録が残っており（大社683）、この時点ではなお行われていた。また永正16年の大社上官頭相定条々にも「三月会去年・当年懈怠」とあり、国内の所領の懈怠にもかかわらず、大社関係者により規模を縮小して行われていたと思われる。それを尼子経久が国内支配の手段として三月会の再興を行うため、大永2年（1522）6月には三月会実施にかかわってきた朝山利綱（京都白川神道家から京都朝山氏に養子に入り、朝山家の分家である佐陀神主家を継承）から所持する神事の頭役注文（松江808）を提出させている。その後、晴久の代には三月会が復活している事が確認でき、毛利氏にも引き継がれている。

文永8年11月に出雲国内を20番に編成し、三月会の頭役を負担する体制が作られた（松江196）。これにより公領のみが負担する体制から庄園を含めて負担する体制に変わったとの説（大社通史）がある。宝治2年の大社正殿遷宮の記録（松江157）では、流鎗馬十五番と相撲十番は公領のみが負担しているが、一方、宝治元年10月日杵築大社神官等連署解（松江153）によると、明年の舞踏役を国富庄が勤めると記されており、この時点で庄園も頭役を勤めていたことが確認できる。また文永8年11月1日関東下知状（三月会頭役結番帳）の説明には課役加増を省き、如在乱費に倣しくするためとのみある。個別所領には20年に一度の負担となるが、その一方で三十数年に一度の正殿造営・遷宮もあり、負担可能な体制を確立する必要があった。

宝治2年の次の造営・遷宮は一二八〇年代前半となるはずが、文永7年（1272）1月の焼失により早まった。その上に二度のモンゴル襲来（1274・1281）もあり、造営事業はなかなか進展せず、知行国主も短期間で交替した。中央の有力神社である上下賀茂社は制度がスタートする前から頭役免除を主張した。とりわけ頼朝が地頭を廃止して上賀茂社一円地となった大原郡加茂（福田）庄の抵抗は強硬で、第一巡目の2番の所領は頭役負担を後回しにされたと思われる。状況は一巡目が終了しても変わらず、正和元年（1312）7月7日六波羅下知状案（松江257）に引用された出雲守護代義任請文によると、結番帳中の本所一円地には地頭名が記されていないが、徳大寺氏領長海新荘は頭役を勤め、福田庄は勤めていなかった。上賀茂社の免除は下賀茂社や石清水八幡宮にも波及した。康永元年（1342）11月に山陰国横田庄雑掌良円が提出した請文案（中国1214）に以下のように記されている。

当国平均杵築社頭役、元者雖被定廿番、就被進 公家一円、被盛替十九番、被除当庄畢

石清水八幡宮領横田庄では、一度は地頭三処左衛門尉長綱との間に地頭請の契約が結ばれたが、長綱（勝部宿禰一族と思われる）が死亡した後家尼（東国御家人の娘であろう）が地頭となると年貢未進が続いたため、八幡宮が派遣した代官による直務に戻った（鎌遺4512）。しかしなお地頭による庄官への圧迫と未進が続き、八幡宮はくりかえし地頭を訴えた。そうした中、地頭後家尼は地頭職を六波羅南方探題北条時輔に寄進した（松江196）。文永9年2月に時輔は異母弟時宗により殺害され、その跡は幕府領となり、時輔の母妙音が給主となった（鎌遺24817）。地頭の未進分の納入を求める八幡宮側は仮に本主と新主の間に関係がなくても前任者の未進分を納入すべきであるが、新主は本主の母であるとして未進分の追求をやめなかった（鎌遺11175）。本主時輔と新主妙音のもとでは前地頭三処後家尼の子達が地頭代を務めていたが、幕府は地頭代を解任し、三処氏領三処郷も没収し（弘安4年4月15日横田八幡宮棟札、神道大系）、幕府領として妙音を給主とした。

20番のうち、福田庄（77町8反）を含む2番と横田庄（55町）を含む12番の合計から二庄分を引くと約430町となるため、一部の所領を他の番へ移したと思われる。実際の勤仕状況をみると、それぞれの番を構成する組み合わせは基本的には維持されている。

妙音の死後、横田庄地頭分は鶴岡八幡宮仮殿料所、さらには六波羅蜜寺造営料所、内裏供御御料所に充てられた。とはいえ幕府が管理しており、負担を拒否したとは思われない。幕府滅亡により横田庄地頭職は建武政權に

より没収され、建武元年8月21日には後醍醐天皇により石清水八幡宮に寄進され（中国62）、一円支配になっている。この時期なら拒否が可能である。ただ、福田庄の拒否により、再編が行われる前から20番ではなく19番で行われていたであろう。

年末詳7月29日寿俊・行清連署書状（中川56）によると、赤穴氏から頭役負担の田数を5町減らしてほしいとの要望が出された。国造と協議したところ、すでに結番帳の50町2反から20余町低減されているのに、この上に5町となると社家にとっては30余町の損亡となるため、京都（守護京極氏カ）に歎申べきであるが、両奉行が承ったので、22町分勤仕してもらえれば目出度いと述べて、5町の低減を半分に値切った形で妥協している。

赤穴庄への佐波氏の支配が確立するのは明德の乱（1391）後であり、赤穴氏関係文書の残り方と三月会頭役の勤仕状況からすると、応永年間のものである可能性が高い。応永3年（1396）4月28日の三月会の記録（大社601）が佐草文書の中に残されているが、その内容は永永2年6月2日に朝山利綱が提出した注文（松江808）の内容と共通する点が多く、応永3年まではまがりなりにも国内の所領に負担させる体制が維持されていたことがわかる。

応永3年12月6日には三月会についての確認がなされている（大社603）。冒頭では三月会奉行の補任が確認でき、当年から大熊信濃守貞季が奉行となり、従来からの奉行である三沢甲斐守為盛とともに厳密沙汰をすべしとある。裏書にはこの二人とともに左衛門尉徳房の名もみえ、2名ないしは3名の奉行がいたことがわかる。第二条から五条までは頭役の基準となる田数と荒・不作・河成等の問題について、免除の対象とはならず、結番帳に記された田数で沙汰することとし、相撲録物と社家造営の関係についても述べられており、一方では造営も行われていたことがわかる。次いで「六番頭役社入物」について、未進があれば社家造営に宛てることとしている。未進の沙汰が遅れがちで翌年以降にずれこむことがあったこと、応永3年が六番の所領が頭役負担を行う順番であったことがわかる。最後の第六条では杵築大社の御神田や御座田などの知行・不知行を悉く注進するよう社家に命じ、不足があれば出雲国司に社家中として申入れるよう命じている。

この史料に大社町史では「杵築大社法度条々」という文書名を付しているが、戦国大名ならいざしらず、この時点の守護にはそのような権限はなかった。京極高詮は明德3年3月2日に山名氏討伐の恩賞として出雲・隠岐国内の本領（当知行安堵ではない）と新恩の所領を与えられ（佐々木62）、実質的に両国守護となり、出雲国に入部し、6月8日には出東郡千家・北島を大社に寄進し（大社580）、8月末以降守護としての役割を行っている。応永2年3月20日に正式に守護に補任され（佐々木66）、闕所地処分権を与えらると、二度目の入部を行い、本格的な体制整備に着手した。応永3年12月6日の文書は法度ではなく、入部までに三月会に関して提出されていた課題に高詮が行った決裁を箇条書きにしたものである。

貞治6年（1367）5月25日將軍義詮御判御教書（大社535）により、近年中絶していた三月会頭役を、地頭御家人等に結番次第を守らせ、興行の沙汰を行うことが、守護京極導誉と国造に命じられている。建武3年（1336）に南北朝動乱が始まり、暦応4年（1341）には承久の乱以降、出雲守護を継承してきた塩冶氏当主高貞が謀反の疑いにより討伐され、その勲功により補任された伯耆守護山名時氏の短期間の在任を経て、康永2年（1343）8月20日には京極導誉が出雲守護に補任された（佐々木8）。ところが観応元年（1350）に幕府が分裂したことにより反幕府方の活動が活発化し、三月会頭役を地頭・御家人に負担させることが不可能な状況が続いた。観応2年の初めには足利直義が幕府の主導権を握ったことにより、山名時氏が守護に補任されたが、8月には直義とともに京都を逃れて北陸へ下ったことで守護は交替した（佐藤1988）。その一方で山名時氏が10月15日に佐々布次郎左衛門尉跡の出雲国蘭村を大社に寄進しており（松江402）、影響力を保持していた。

観応3年2月26日に尊氏が鎌倉で直義を殺害し、3月に尊氏と南朝の和議が破れたことにより、幕府は観応年号の使用を復活させ、時氏も幕府方となった。次いで文和元年（観応3、1352）8月に時氏の嫡子師義が京極導誉と対立したことにより、時氏が出雲国へ攻め込み、幕府の美作守護でありながら南朝方の守護に補任された富

田秀貞と結んで、導誉の守護代吉田厳覚を攻め、厳覚は国外に脱出した（太平記、文和元年11月3日僧実有書状、東京国立博物館所蔵）。これ以降、貞治3年（1364）3月に時氏の嫡子師義が上洛して幕府に復帰するまでは、出雲国内では南朝と足利直冬などの反幕府方が優位に立っていた。

時氏の幕府復帰により導誉は出雲守護としての実効支配が可能となり、翌4年10月10日には幕命の遵行も行っている（中国3482）が、斯波高経との対立により一時的に守護を解任されたようで、高経が没落した貞治の変直後の同5年8月10日に出雲守護に還補されている（中国3477）。前述の貞治6年の御判御教書は、ようやく政治的に安定した出雲国で三月会執行体制を復活させるための第一歩であった。過去に守護代を務めた吉田厳覚は貞治2年7月に京都で暗殺されており（星野1996）、貞治5年12月5日守護導誉施行案（中国3510）は隠岐入道（氏清、法名自勝）に宛に出されている。自勝は隠岐守護佐々木清高の甥にあたる人物である（星野1996、川岡2022）。

康暦元年4月、幕府で管領細川頼之が失脚する政変が起き、それに伴い出雲守護は京極高秀から山名義幸に交替した（佐藤1988）。閏4月27日には幕府が朝山安芸次郎師綱に安堵した所領を沙汰付るよう、守護山名氏部少輔義幸に命じている（朝山家伝）。これに伴い同年8月から翌年3月にかけて富田城周辺で大規模な合戦が発生し、佐々木氏一族で四名の討死が確認できる（群書類従本佐々木系図）。富田庄を支配した富田氏は山名氏が幕府に復帰した際に行動を共にしたと思われ、貞治4年2月には秀貞の子直貞が隠岐守護であったことが確認できる（中国3360）。康暦政変では山名氏惣領時義が隠岐守護に補任され、その死後は嫡子時熙に継承された（出雲・但馬高岡系譜）。明德元年に但馬・隠岐守護時熙と伯耆守護氏之が討伐され、満幸が伯耆・隠岐を、氏清が伯耆を賜った（明德記）。

山名氏が守護の時期には大社造宮の文書はあっても三月会については残っていない。幕府方として三月会の頭役負担の問題に関わってきた朝山義景の子師綱は、將軍義満の側近となり活動の中心を京都に移したが、山名義幸が守護となった直後の康暦元年5月27日に出雲国内の所領に代えて伊勢国内の所領を与えられている（松江468）。正長元年9月に師綱の子清綱が、朝山郷が応永元年に召し放たれ御料所とされた事と勲功の賞として与えられた安田庄・長田東郷は守護京極氏が掠申し、召し放たれたとして安堵を求めている（松江545）が、後者は代所を与えられており、前者もその代官に補任されるなどの措置が取られたはずである。代所を希望した原因の一つに山名氏の守護補任があったと思われる。結果的には明德の乱後京極氏の支配が復活したが、当時の山名氏は六分一衆と呼ばれ、飛ぶ鳥を落とす勢いであった。

三月会については嘉暦元年（1326）12月17日六波羅御教書（大社366）に、下賀茂社領安来庄領家が三月会頭役を対捍し、守護貞清からの注進に基づき沙汰しようとしたが、領家が引付に出対しないため、闕分の付替により祭礼を遂げるように朝山出雲権守（時綱子景綱）に命じたことを国造に伝えている。暦応元年（1338）12月4日高師泰奉書（中国819）では諏方部信恵入道から大雲寺雑掌が飯石郡三刀屋郷を諏方部五郎左衛門尉跡と号して狼藉に及ぶとの訴えがあり、目黒太郎左衛門と多祢兵庫允清頼に対して雑掌の押妨を退け信恵に下地を沙汰付るよう命じている。正安2年閏7月5日関東御教書（松江237）にみえる多祢次郎左衛門尉頼茂は老伴系図（松江105）にはみえないが、資元の曾孫頼重（宝治2年大社遷宮に役人としてみえる）の嫡子頼盛の嫡孫であろう。系図にはその父資頼までしか記載がない。これに対して清頼は頼盛の弟頼宗の孫である。「多祢惣領、兵庫助」との記載があり、頼茂の後継者となったのだろう。目黒氏は飯石郡飯石郷の、多祢氏は同郡多祢郷地頭である（松江196）。康永2年（1343）に比定できる5月13日沙弥浄覚書状（大社451）で、大社国造の分立の経緯について、杵築一族中と多祢・朝山にも説明したことを千家孝宗に伝えている。

年未詳3月3日左衛門尉義政・左衛門尉親清連署注進状（大社444）が、国造千家孝宗代宗高から大社領一二郷と多祢郷坂本村について訴えがあったことを守護奉行所に報告している。多祢郷坂本村が大社に寄進されていたのであろう。次いで文和3年（1353）9月26日には某貞景により朝山氏惣領義景に多祢郷が兵糧料所として預

けられている（中国2652）。多祢氏が反幕府方となったためであろう。その後多祢郷は応永17年（1410）4月13日守護京極高光書下（佐方文書）により「雲州給恩多祢郷内殿垣内并福武村内楮町名大巻名等事」が佐方左京亮に安堵されているが、父妙将から継承したものであった。応永24年5月21日將軍義持御判御教書（同）により、出雲・隠岐両国關所分とともに多祢郷が守護佐々木吉童子に与えられているが、父高光の權益を継承したものであろう。

以上のように、守護佐々木氏は高貞が討伐されて守護の座を失い、朝山氏は活動の拠点を京都周辺に移し、多祢氏は反幕府方となって没落した。これに代わるものとして、京極氏のもとで社家奉行や三月会奉行が置かれた。

明德3年（1392）8月27日守護京極高詮書下（大社584）によると、去年の大社三月会が無沙汰であったとの社家からの訴えを受け、早速その沙汰を行うように頭役人に触れ、それでも行われなければ法に任せて沙汰するよう、守護代隠岐守に命じている。高詮が二度目の下向を行った応永2年閏7月16日には、両国造と御崎検校の相論について、京極氏奉行人武実が京極氏による成敗は行わず、そちらの沙汰に異論はないことを塩冶備中守に伝え（大社598）、10月には黒田浦相論について、御崎検校が知行しているとの注進に基づき、御崎検校の当知行に任せて沙汰するよう備中守に伝えている（大社599）。そして応永25年（1418）7月8日幕府御教書（大社632）によると、再び安来庄が巡番となり頭役免除を求めた。その主張の根拠となったのは元暦元年（1184）と文永5年（1268）の下知案と度々の御教書等であったが、いずれも文永8年に杵築大社三月会の頭役結番が決まる前のもので、安来庄地頭松田氏が支証として提出した延慶3年（1308）と嘉慶4年（1329）年下知状では領家方も難渋してはならないとされており、先例に基づき勤めるよう命じている。次いで同年12月21日には内大臣源義持が三月会を結番帳に任せて沙汰すべきことを命じている（大社634）。

元応2年3月2日関東下知状（松江262）により嘉元1年（1303）に長田西郷を含む一四番が三月会の頭役負担を行ったことと、加茂庄を含む二番を除いて二〇番まで勤仕し、正応4年（1291）から二巡目に入ったことがわかる。その後の関係史料としてA. 未詳2月3日沙弥覚照書状（松江362）と、B. 年末詳6月16日右衛門尉朝山義景書状（松江375）、C. 貞和3年（1347）3月19日幕府御教書（松江370）がある。

年次が明確なCでは一四番の須佐郷と生馬郷が負担を納めていないことがわかる。須佐郷は文永8年には得宗領であったが、幕府滅亡後の建武4年12月に地頭職が尊氏により石清水八幡宮に寄進された（中国690）。生馬郷は元応元年（1319）閏7月には守護領となっていることが確認できる（松江261）が、乾元2年（1303）4月にはその1町が守護佐々木貞清から鰐淵寺北院三重塔修理料田に寄進されている（松江247）。この2ヶ所について幕府が守護に早急に頭役を勤めさせるよう命じている。一五番の安来庄領家方を支配する鴨社雑掌も愁訴しているが、幕府は、これも同様に謂われがないとしている。安来庄は翌貞和4年の三月会の負担免除を求めているのであろう。

Aは負担する側が国造に出したもので、出雲佐々木氏富田氏の一族である覚照が、美保郷内の自分の知行分については当年沙汰するが、美保郷内南浦、片細（片江）、七類は自分の所領ではないので、直接催促することを求めている。そして長田西郷の自分の知行分についても沙汰するが、詳細は代官から述べるとしている。美保郷は一三番で、長田西郷は一四番に属するので、当年度だけでなく次年度についても予告がなされていたのであろう。そうした場合、この書状は貞和2年（1346）のものとなる。

Bの朝山義景書状は、国衙側の代表者として、三月会の祭礼を無沙汰している所々について遵行することを伝えている。宛所を欠くが、国造宛であろう。そこでは安田庄と長田西郷がみえている。安田庄は一五番、長田西郷は一四番である。覚照は沙汰するとしていたが、長田西郷内の他の領主が無沙汰であったのだろう。安田庄の無沙汰が問題となっているので、貞和4年のもので、その時点で過去の無沙汰も解決していなかったのであろう。

沙弥覚照書状と朝山義景書状は『新修島根県史』段階では南北朝末のものとされていた。それを論者が沙弥覚照（羽田井高泰、美作国守護富田秀貞の守護代）と朝山義景の活動年代から14世紀半ばのもの（竹矢1989）とし、

『南北朝遺文』や『大社町史』で採用されたが、さらに精度を高めれば、沙弥覚照書状は貞和2年、朝山義景書状は貞和4年のものとなる。

覚照は富田氏の一族で佐々木氏系図では「羽田井」を苗字としているが、羽田井という地名は富田庄や出雲国には該当するものが確認できず、後醍醐が籠城した伯耆国船上山の北側の甲川の中流域が「羽田井」である。出雲佐々木氏一族でも富田氏はいち早く後醍醐方となっており、その恩賞として与えられた所領名を名乗ったのであろう。同様のことは伯耆国で後醍醐に最も登用された名和氏の一族でもいえ、長田を苗字としていたが、恩賞で伯耆国と国外で与えられた恩賞の地を名乗るようになり、それが系図に記された。名和長年として知られる人物も本来は長田長高であったが、伯耆国名和庄を恩賞として得たことで名和を苗字とするようになった（原2021）。正平9年5月22日には前伊予守富田秀貞と秀貞の美作守護時の守護代であった沙弥覚照＝羽田井高泰が、石見国から足利直冬軍を迎えるとして、諏方部三郎入道助重に対して軍勢催促を行っている（中国2612・2613）。諸家文書纂三刀屋文書や南北朝遺文では「実照」となっているが、その花押影はCの覚照のものと一致する。

暦応4年（1341）3月から4月にかけての塩冶高貞追討事件が起き、康永2年（1343）3月には国造職をめぐる貞孝と孝宗の相論が起き、三月会以下の神事を打ち止め合戦に及ぶ事態となっていた（大社459）。守護代吉田厳覚が間に入って合戦を停止し、翌3年6月5日には出雲貞孝と孝宗の間で和与状（松江359）が交わされ、守護代吉田厳覚が守護に注進している。

3. 赤穴郡連置文の再検討

赤穴郡連置文（中川62）は、本文の前に赤穴庄支配を確立した実連の子を記す。嫡子が佐波氏惣領を継承した三河守頼清、以下、二男赤穴備中守常連、三男久保を記し、この三人は同母兄弟で、四男明都賀は晩年の異母弟であった。其の外は其の次に候也とあるが、女子を含めてその他の子は主役ではないという意味であろうか。

次いで置文の冒頭では常連が本領分として赤穴庄の西と堺を接する佐波郷内東部（円山や片山分と表記）を譲られたとする。言外に赤穴庄は違うとの主張であるが、事実であろうか。これに対して正平9年（1354）10月19日隼人正実連讓状（中川）では、常連は佐波郷内久保・小原を譲られている。この時期は足利直冬の軍勢が出雲国へ入り、幕府方の朝山氏、塩冶氏との間に激しい戦闘がくりひろげられていた。出雲国を突破し、翌年正月には直冬・山名時氏・桃井直常らの軍が入京し（中国2705）、尊氏軍との間で都の攻防戦が行われ、3月末までに直冬軍が撤退した（中国2723）。

貞和7年（1351）正月、九州にいた直冬のもとに善四郎顕清がおもむいて言上状を提出し、赤穴庄内東方惣領分地頭職について正月18日付の外題安堵を受けている（萩関中川49）。置文では「兄（紀季実子）の分より佐波隼人正実連をたのみ、二男常連に譲り渡す。」と記しているが、善四郎顕清とは常連ではなく実連である（影写本所収略系）。常連とするとその讓状が常連の死により安堵された応永18年（1411）は60年後であり、可能性はほとんどない。また、前年8月25日に佐波氏惣領善四郎が高師泰軍の攻撃を受けて死亡しており、どのような意図で派遣したのかという問題がある。

足利尊氏の執事高師直と弟直義の対立により幕府が分裂すると（観応の擾乱）、尊氏の子でありながら直義の養子となり西国に派遣されていた直冬や南朝と結んで反幕府方に転じる国人が増加した。佐波善四郎顕連は伯耆国の後醍醐先帝のもとに参陣し（太平記）、南北朝の動乱が開始された時点では南朝方であったが、その妻（持明院保有の娘）の実家を通じた働きかけにより幕府方に転じていた。それが幕府分裂により反幕府方に転じた。幕府は石見国の反幕府方を鎮圧するため、高師直の兄弟である師泰を石見守護に補任し（佐藤1988）、師泰は軍を率いて石見国に入り、佐波善四郎顕連の城を攻め、8月末には顕連が討死した（太平記）。

〔補注5〕佐波氏系図（『邑智町誌』上）では5代目実連、6代目清政、7代目顕清に関する記述が混乱している。7代目顕清

が師奉軍との合戦で戦死したが、その父清政の母を持明院保有卿の娘とする。一方、尊卑分脈では保有の娘が佐波善四郎に嫁いだと記している。保有は1291年生であり（補任）、尊卑に「光厳院祇候後嫁石見国沢善四郎」とある保有娘は1310年頃以降の生まれで、ほぼ同世代である光厳院＝量仁親王（1313年生）に仕え、幕府滅亡前に佐波善四郎に嫁いだと思われる。待賢門院庁別当の中核となった藤原通基が父から受け継いだ持仏堂持明院殿を拡張し、持明院氏と呼ばれた。前述のように、その子基家は待賢門院の娘統子内親王に仕え、甥一条能保が頼朝の同母妹を妻としたことで幕府との関係を深め、その曾孫家定は幕府評定衆二階堂基行の娘を妻とし、その間に生まれた基盛は後嵯峨院の子宗尊親王の近習となった。一方、基家の娘陳子は守貞親王妃となり、持明院殿は陳子の子後堀河天皇、その皇女室町院を経て、その遺領室町院領とともに伏見上皇が継承し、その子孫が持明院に居住し、持明院統と呼ばれた。以上の事を背景に、持明院保有の娘が光厳院（量仁）に仕え、次いで幕府問注所執事三善氏の一族である石見佐波氏に嫁いだと思われる。

善四郎の子実連が貞和7年の善四郎顕清だとしたが、顕清は赤穴庄内東方惣領分地頭職を母伴氏の相伝所領と主張している。観応元年4月17日室町幕府御教書（中国1809）により、石見国安国寺への甲乙人の乱妨停止が小笠原左近将監と善四郎左衛門尉に命じられている。善四郎には苗字が記されていないが、「善四郎」（三善氏の嫡子四郎）と言えは石見佐波氏であるのだろう。佐波氏だけでなく、その庶子赤穴氏も善四郎、善二郎四郎という仮名を名乗っている。系図では鎌倉初期に常陸国谷貝から入部したとするが、幕府問注所執事三善康信の弟康清が文治2年（1186）に谷貝（谷外）を含む常陸国真壁庄の預所（鎌遺24625）で、文治6年には美作国に所領を持っていた（鎌遺439）。この康清の庶子が石見国佐波郷に代官として派遣され、後に正規の地頭となったのであろう。

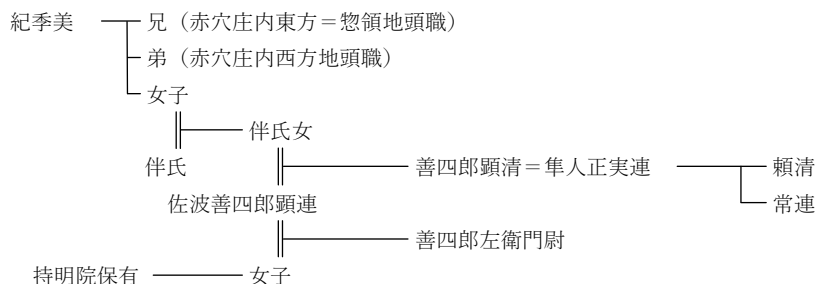
佐波氏も4月の時点では幕府方であったことがわかる。それがこの後間もなく反幕府方に転じ、幕府軍の攻撃を受けたのである。佐波善四郎と持明院保有の娘との間に生まれて嫡子とされたのが善四郎左衛門尉であろう。母が持明院氏の出身であることで、任官できたと思われる。船上山の後醍醐のもとに参陣した善四郎は、建武3年の南北朝の動乱開始時は南朝方であったが、北朝に仕える持明院氏を通じて働きかけを受け、持明院統の伏見院の孫光厳天皇(1313～1364)を擁立した幕府方に転じたと思われる。

これに対して伴氏を母とするのが貞和7年正月の善四郎顕清（中川）である。嫡子善四郎左衛門尉がいるので、九州の直冬のもとに顕清が赴くことが可能であった。幕府方から反幕府方に転じた佐波氏の当主善四郎を戦死させ、その後も反幕府方の城を次々と落城させ、三隅城を包囲した高師泰軍は、これまた幕府軍から反幕府軍に転

じた益田氏惣領兼忠の攻撃を受け、12月26日には石見国から敗走した。

(史料3)は佐波善四郎と二人の子の関係系図である。貞和5年閏6月15日に足利直義が尊氏に迫って高師直の執事職を罷免させたが、8月末の師直のクーデターにより直義は引退に

[系図 3]



追い込まれ、尊氏の子義詮が鎌倉から上洛して直義の政務を継承した。直義の養子となっていた直冬は同年4月に中国探題となって備後国鞆に赴任したが、直義の失脚により9月には九州へ没落した(佐藤1988)。問題は翌年11月に直義が挙兵するまでの間の動きである。

貞和5年8月15日には吉川経茂後家尼良海が嫡子孫太郎経貞を不孝の子として、譲っていた所領を悔い返し、経貞次男経兼に譲るとしている（中国1742）。建武元年2月10日に経貞へ所領を一円に譲ることとし、手次文書も与えたが、変更が必要となった。そのため一円の譲状と手次文書の返還を求めたが文書を取り簡めて応じない

ための処置であった。幕府内部の対立との関係は不明だが、8月28日には足利直冬が養父直義と軌を一にするかのような大きくかつ右側に丸々とせり出した花押を捺して軍勢催促を行っている。二通確認でき、一通は内田俣賀三郎宛（中国1746）、もう一通は益田家文書（同1746、宛所欠）として残っているが、長野庄関係者へ宛てたものであろう。冒頭に「京都無為」とあるのはこの時点では夢窓疎石の調停により、直義が政務をみ、師直が執事に復帰することで決着していたことによる（藤原1986）が、それにもかかわらず国中物慾の聞こえがあり、自らのもと（備後国）へ馳せ参じて警固することを求めている。この直後に直義が失脚し、師直が備後付近の武士に直冬を討つように命令し（太平記）、直冬は九州へ没落した。

観応元年（貞和6年）4月時点では佐波氏は幕府方であるが、3月23日吉川経兼注進状を披見した尊氏は、石見国凶徒が蜂起せんとした際に経兼が忠節を存し、注進したことを賞している（中国1812）。一方では九州の直冬が4月21日には田村盛家に勲功の賞として石見国長野庄内白上郷を充行っている（中国1810）。ただし、金子氏が御方となった場合は替地を与えるとしている。来原別符惣領地頭盛泰の子は遠盛・仲盛と二人とも「盛」を下に付けているので、盛家は盛泰の兄弟の子だと思われる。

田村氏は承久の乱の恩賞として白上上村を与えられていた（藤原氏田村来原家略系）。白上下村は長野庄立券の中心であった物部季遠の曾孫光平の関係者が継承していたと思われるが、建武4年10月19日に石見国東部河合郷地頭であった金子五郎左衛門尉が尊氏から勲功の賞として白上郷地頭職を得ていた（中国670）。田村氏の中に南朝方の人物がいたためであろう。また、観応2年2月1日足利尊氏袖判下文により白上郷地頭職が勲功の賞として来原四郎遠盛に与えている（中国1950）が、本領の回復であった。遠盛は盛泰の子で幕府方であったが、惣領地頭職は弟仲盛に与えられた。仲盛が若年であったため、その姉を妻とする周布兼仲（兼氏庶子）が補佐したが、嫡兄氏連が死亡したため、兼仲は周布氏に戻り（萩博物館蔵周布氏系図）、仲盛領来原別符は周布氏領となり、文書も周布文書として残った。一方、遠盛の文書は益田家文書として残った。周布氏は反幕府方であった。

6月3日には淡路国周辺の高師泰の動きも警戒が必要となり、義詮が安宅一族に軍勢催促を行っている（中国1819）。6月15日には尊氏が、直冬以下凶徒退治のため越後守師泰を派遣したので、参陣せよと軍勢催促を行っている（中国1827～29）。九州の直冬が6月には大宰府に入り、少式頼尚の娘を妻とし、その勢力を強めつつあった（藤原1986）。6月21日には高師泰が直冬追討のため都を発し（藤原1986）、最初の目的地である石見国に到着し、8月末までに佐波善四郎を討死させ、その他の城も次々と落として三隅城を包囲した。次いで10月28日には尊氏も都を発し11月5日までは兵庫に下著（中国1888）したところ、権力の空白をつく形で直義が蜂起して南朝と合体した。当然、この情報は地方の南朝方武士や直冬周辺に伝わっていたはずである。

直冬のもとに安堵の申請や当知行安堵を求めた武士が集まり、直冬が安堵状を出したり、参陣した武士に安堵の證判を書き加えているが、最も集中しているのは初見の貞和6年10月28日から貞和7年3月3日までの約六ヵ月である（藤原1986）。石見国佐波善四郎は6月前半までには反幕府方に転じ、益田氏惣領兼忠とこれに同行していた岩田胤時は、8月17日までは幕府方であったが、11月3日には三隅城へ向かい、8日には包囲していた高師泰の陣へ攻撃を加え、12月26日に師泰が没落すると、その跡を追って江川を越え、幕府方であった河上城を退治している（中国1949）。

石見国内では7月1日以降、直冬が軍勢催促状ではなく、参陣した武士への感状を出すようになり（中国1839）、次いで7月17日には桃井左京亮が直冬を奉じて師直・師泰以下の幕府与党を誅伐するために三隅郷に下著したとと、この間の軍忠を賞するとともに、早く三隅郷へ馳参して軍忠を致せとの催促状を三隅氏庶子吉川経兼に出している（中国1841）。その動きを加速させたのが11月の直義の挙兵と南朝方との合体であった。それと時を同じくして益田氏惣領兼忠が反幕府方に転じた（中国1894）。一方、三隅城包囲中の師泰も、12月3日には曾我四郎左衛門尉の注進に基づき、内田左衛門三郎（俣賀氏）の周防国凶徒退治の軍功に対して感状を与えている（中国1911）。石見国内の武士で直冬のもとに赴き、直冬の安堵を得たのは、長野庄内豊田郷内田三郎五郎致国（1908）

と内田女子代増圓（中国1913）であり、12月13日に直冬が安堵を加えている。これに続いたのが貞和7年1月18日に安堵された前出の佐波善四郎顕清（実連）、三番手が2月14日に安堵を得た那賀郡加志岐別符一分地頭越生義氏、（中国1964）四番手が2月29日に安堵された都野次郎五郎時保（中国1948）であった。なお所領の安堵は得ていないが、2月25日には内田氏惣領左衛門三郎致世と某が鎮西に馳参したことへの感状（中国1973・74）を得ている。

石見国ではどの時点で幕府方から反幕府方への転換が起こったというよりも、水面の波紋が広がるように情報が伝わり、勝ち組になろう（あるいは本領を回復しよう、当知行を守ろう）という動きが広がった。これに対して出雲国では7月には反幕府方が大原郡阿用庄蓮花寺城、次いで来島庄由木城、同庄野萱・下子城に楯籠もり、守護方がこれを攻撃して降参させた（中国1872）が、8月12日に反幕府派が各地で旗揚げする（中国1976・77）とともに、正平年号を使用した常陸親王による軍勢催促状（中国1979・82）が多数出されている。

文和2（正平8、1353）年4月 日久利赤波重房軍忠状（中国2471）によると、仁万弥太郎以下が仁万郷内に城郭を構え立て籠もったのに対して、幕府方が正月22日に攻め寄せ追い落とししたこと、2月10日には山名刑部少輔と佐波善四郎左衛門尉以下の敵が一族久利次郎左衛門尉の城に攻め寄せたので、城を出て散々合戦したこと、3月19日には土屋備前守とともに河合城に向い、終日合戦し、敵を城内に追い込めたことについて守護荒河詮頼の證判を求めている。以上によりこの時点でも惣領善四郎左衛門尉は健在であった。

正平9年5月21日に足利直冬が上洛のため石見を出立したのに対して幕府方の荒川参河三郎と小笠原左近将監以下が城郭を温泉郷の切所に構えて経路を塞ごうとしたため合戦になったが、直冬方が切所を突破し、これに参加した吉川経兼が軍忠状（中国2621）を提出し、直冬方の仁科盛宗の證判を受けている。この合戦に善四郎左衛門尉の名はみえず、正平9年10月19日に隼人正実連が善次郎四郎常連に佐波郷内久保・小原両村を譲っている（中川1）。この時点までに惣領善四郎左衛門尉の死亡等により実連が佐波氏惣領となっていた可能性が高い。

正平13年3月12日には実質的に出雲国を支配していた山名時氏の嫡子師義から実連が当所（赤穴庄カ）を退治したとして赤穴庄地頭職を兵粮料所として預けられている（中川2）。山名氏の幕府への帰参後の永和2年（1376）8月9日には義満袖判下文で出雲国赤穴庄地頭職と安芸国山県庄地頭職が実連法師に勲功の賞として与えられている（中川3）。石見国人佐波氏は赤穴庄とは以前から関係があったが、幕府によって認められたのは初めてで、幕府御教書により、出雲守護佐々木高秀に実連への沙汰付けが命じられている（中川4）。恩賞獲得により実連は新たな譲与を行い、翌永和3年3月23日には赤穴庄とこれに堺を接する佐波郷内の所領を掃部助常連に譲った（中川6・7）。同時に嫡子頼清には佐波郷惣領分と安芸国山県庄を譲ったと思われる。

至徳元年8月3日義満袖判下文（中川8）により、永和3年の実連から常連への佐波郷内の譲与が安堵された。「亡父」とあり実連が死亡したことともなう安堵であった。ところがこの時点で赤穴庄地頭職の譲与を安堵した下文は残っていない。出されたのに残っていないのではなく、何らかの理由で赤穴庄地頭職は他者の所領となったと思われる。惣領頼連に譲られたと推定した安芸国山県庄も永和2年の下文以降の文書は伝わっていない。

永和2年の恩賞とは、石見守護山名弘世が解任され、その与同者を排除せよとの幕府の命令に従った人々への恩賞であった（原2017）。安芸国山県庄が含まれているのも、弘世が石見国とともに安芸国に対して持っていた影響力を排除せよとの命令に従ったことへの恩賞であった。その後、幕府方となった本主には所領が返されたとと思われる。

安芸国山県庄に関する史料はほとんど残っておらず、わずかに山県郡大朝庄に隣接する地域（北広島町内旧千代田町）にあったとされる程度である（国立歴史博「日本荘園」）。「山形庄」とも表記され、そこを苗字の地とする国人は「山形」と表現されることが多い。元久元年（1204）7月26日には安芸国壬生庄地頭職をめぐる国御家人山形五郎為忠と武蔵国御家人小代八郎行平の相論について実朝が裁断を下している（吾妻鏡）。その結果は不明で壬生庄に関するその他の史料は残っていない。

その後南北朝期まで山形氏関係文書は残っていないが、大系図（史料編纂所寄託国7-6）には、大家東郷地頭藤原知家が安芸国山形庄司嫡女を妻とし、その間に生まれた公兼が嫡子として大家東郷を相続している。公兼は延応2年（1240）の生まれであるが、知家と山形庄司嫡女との婚姻の背景はともに国御家人である以外は不明である。

次いで公兼は兄玉有道氏の娘を妻とし、その間に生まれた公氏が大家氏惣領を延慶3年（1310）2月3日に譲られている。有道氏は前出の小代氏と同じく武蔵七党の兄玉党に属している。公兼の死後、その子四人が祖父知家の譲状と称して大家庄を押領したが、謀書であることがわかり四人の所領は没収され、公氏に与えられた。公氏は山内中務丞の娘を妻とし、その間に生まれた公幸が嫡子となったが、これが元弘3年5月 日備後国津田郷地頭山内首藤通継軍忠状（大田銀山44）にみえる石見国大家弥太郎である。公兼の弟公政の妻には「備後田房（田総カ）三善氏」とあり、兄と同様東国御家人三善氏と婚姻関係を持ち、その間に生まれた公厚が嫡子となった。公政の娘は同族の磯武三郎の妻や都治郷地頭伴氏（河上氏の一族）の妻となっている。

磯武氏は四代目公通の子で鎌倉初期に活動した温泉五郎大夫公長の孫公時が初代である。温泉郷は元暦元年には一時益田兼栄・兼高父子領とされた（大田銀山12）が、兼季領にはみえず（同16）、本主藤原氏に戻されたと思われる。公時の子孫三郎公藤の妻は公政嫡女とあり、公藤の子三郎五郎公武は観応2年には恩賞地出雲国岡本郷の安堵を守護山名氏に求めている（大田銀山98）。岡本保地頭は文永8年時点では相模国御家人と思われる佐島氏であるが、南北朝期には笠間氏が地頭となっている。笠間氏は常陸国の御家人であると思われるが、安芸国（鎌遺30322）と石見国（大田銀山77）での活動が確認出来る。佐島氏から笠間氏への交替の経緯は不明だが、大家東郷藤原氏は観応の擾乱時も幕府方であり、笠間氏が反幕府方となり、幕府から岡本保が磯武氏に与えられたのであろう。

貞和2年（1346）閏9月21日には尊氏下文により山形小五郎跡である安芸国吉光村地頭職が討死の賞として内藤左衛門次郎教廉跡に与えられている（中国1489）。観応元年（1350）7月27日吉河実経軍忠状によると、5月22日に山形十郎以下の凶徒を退治した際に軍功を上げ、6月2日には吉田庄に発向し、先代北条氏一族と毛利親衡らを没落させ、4日には山形と井野村多尾に攻め込んだところ、前述の人々が寺原并與谷城に籠城し、山形又六為継以下が猿喰山城に籠城したため、8日に発向して合戦となり、7月11日に猿喰城凶徒は没落したとある。10月には石見国凶徒が山形を打ち越して攻め込んだため、武田六郎がこれを攻撃しこれを追い落としている（中国1847）。

南北朝動乱で山形氏には反幕府方となるものがあり、これは佐波実連も同じであったが、永和2年に幕府が、石見国と安芸国に影響力を持つ大内弘世を石見守護から解任し、その与党の排除を行った際に佐波氏は幕府方、山形氏は弘世方となったため、山形（山県）庄が没収され、実連に与えられたのであろう。鎌倉中期に山形氏と婚姻関係を結んだことがあった大家氏惣領は前述の通り一貫して幕府方であったと思われる。山形氏のその後の動向は不明だが、幕府方に帰参したため、佐波氏への恩賞山形庄は無効となった可能性が高い。戦国期には山県平次郎（永正7）、山県重房（永正10年）がみえ、享禄4年以降は毛利氏が山県就照（同年）、山県就相（天文21年）、山県主水（弘治3年）に所領を安堵し、その後も毛利氏方としてみえる。

至徳元年の義満袖判下文に赤穴庄地頭職が含まれなかったのも同様の事情であろう。応永18年に常連による譲与が安堵されているが、赤穴庄地頭職は永和2年下文と常連譲状に任せて3月21日に出雲守護京極高詮が安堵した（中川18）のに対して、佐波郷内地頭職は至徳元年末下文と相伝知行に任せて9月26日に將軍義持御判御教書により安堵された（中川23）。

郡連置文では前述のように、「紀赤穴氏の兄が実連の勢力を頼んで常連に譲り、御下文を申請し今に知行」と述べているが、幕府から永和2年に恩賞として赤穴庄地頭職を与えられたのは実連であった。それが一旦無効となり、明徳の乱後、永和2年下文（守護京極氏に施行を命令）を提出し、常連が赤穴庄を回復したと思われるが、

その時点では京極氏による文書は出されていない。康暦元年から明徳2年までは京極氏ではなく山名義幸・満幸兄弟が出雲守護であった（佐藤1988）。

置文は続いて「その後内野合戦以来、京極殿此国の守護たるによって、京極殿より御下知を以て領知す」と述べている。実連から常連に譲られたと述べていないのは、赤穴庄は佐波郷内と異なり、常連流の所領であることを強調するためであろう。応永13年の常連譲状をみると弘行宛の赤穴庄地頭職の譲状と清連宛の佐波郷内猪子田河以南地頭職の譲状には佐波氏惣領幸連が後代の為加判しているが、正連と清連宛の赤穴庄一分地頭職の譲状と弘行宛の佐波郷内猪子田河以南一分地頭職の譲状には佐波氏惣領の加判はない。佐波氏惣領側からすると、佐波郷内猪子田河以南と赤穴庄の違いはないのである。

常連領の相続については置文には、嫡子顕連が常連より先に死亡したので、嫡孫弘行が常連流を相続したとしたうえで、二男井本に佐波郷内と赤穴庄内を譲ったことを述べている。そして兩人とは別に千足がみえる。赤穴庄内千足（千束）に館があったためであろう（巻末の地図参照）。

常連譲状は正連宛1通（赤穴庄内分）、清連宛2通（佐波郷内猪子田河以南地頭職と赤穴庄内分）、弘行2通（佐波郷内分と赤穴庄地頭職）が残されている。先行研究（石井1972・岸田1972・藤岡1970）では、常連の子を顕連、正連、清連とし、顕連の子を弘行と考え、正連を置文の二男井本に比定し、譲状は残っていないが、正連宛の佐波郷内分1通も本来は存在したとみた。ところが佐波郷内弘行分の東側の境と清連分の下（西側）の堺は一致し、永和3年に常連が実連から譲られた佐波郷内分の上の堺は清連分の上の堺と一致し、下は弘行分の下と一致するところから、佐波郷分は譲状が残っているとおり、弘行（西分）と清連（東分）に譲られ、正連は譲られなかったことがわかる。井本とは佐波郷内の所領を苗字としたものであり、二男井本とは清連に外ならない。

正連は応永13年の時点で掃部助である。常連が備中守の前に掃部助に補任されていた（至徳元年8月3日義満袖判下文）のを継承した形である。これに対して、清連は二郎四郎、弘行は善四郎であり、正連が年長であった。一方、常連嫡子顕連については文書には情報はなく、置文に掃部四郎とあることから任官前に死亡したことになる。「中川與右衛門清一略系」（前掲）によると掃部四郎顕清が応永12年（1405）5月晦日に36歳で末家督で死亡したとする。1年のズレはあるが、掃部助正連は嫡子とされる掃部四郎顕清（任官していない）よりも年長である可能性が高くなる。また顕清の子弘行は永享8年（1436）3月16日に49歳で死亡したとある。これによると顕清は応安3年（1370）生、弘行は嘉慶2年（1388）生で応永13年（1406）には19才となる。

論者は譲状の記載からみて、正連、清連、弘行の三人はともに常連の子であり、清連が佐波郷内分、弘行が赤穴庄の惣領地頭ではあるが三人の間に惣領・庶子の関係は存在しないと結論付けた（原2009）。これに対して川岡2019は系図に記された顕清と弘行の年齢差が18歳であることから、顕清が存在しなかったとまではいえないと述べた。論者は顕清が実在したことを示す史料はなく、弘行が元々常連流の家督（正連・清連の惣領）である事を主張するために造られた人物であると述べたので、顕清が実在した論拠を示さなければ学問的反論とはならない。

萩関赤穴の末尾にある略系では末家として正連－嫡子法師丸を記し、正連を常連次男とするが、清連系は記していない。正連は清連より年長であり、置文にあるように清連＝井本が二男であれば、正連が長男であり、顕連が入る余地があるのは三男以下となる。系図では正連には「佐波」とあり、清連には最初は佐波で、次に赤穴となり、又「井元（本）」と改めたとある。なお、正連が「佐波」のまま（置文では千足）なので、後に佐波氏惣領家を相続し、そのため佐波郷分を譲られることはなかったとの説（『邑智町誌』上）があるが、正連流は以下のように没落しており、惣領家を継承していない。

常連流三家の中で最初に没落したのは正連（千足）流である。置文の中では梁山（元連）が7歳時の事件として、明都賀が謀叛を起し下方親類衆がことごとく同心したとする。千足先祖をはじめとする佐波親類衆が千足で悉く梁山に反乱を起こした中、赤穴弘行が梁山を連れて京都に上り、幕府に訴え、親類衆の行為を謀叛として討

伐せよとの命令を得、それを実行した。佐波氏の系図では梁山を応永24年(1417)生としており、事件が起こったのは応永30年となる。

応永30年9月18日赤穴弘行起請文がある(中川28、萩関未収、ただし『中川』では年代・署判者について混乱がみられる)。井本殿を等閑することはないことと、それに背くならば天照大神以下の罰を蒙むことを述べている。「善聯」(清連)が「さいはい敬白」と追記して署判しているが、応永32年8月10日譲状の時点で「備中守清連」なので、追記はこれ以降のこととなる。弘行から清連に渡され、清連流が残した文書を所領とともに弘行流が入手したものである。関連文書に永享10年6月1日千足清文置文(中川31、萩関未収)がある。置文では弘行以外の佐波親類衆の大半が加担したとあるが、それでは佐波氏惣領に勝ち目はなく、清連は弘行と同一歩調であったことがわかる。弘行が清連に働きかけた結果翻意した事も考えられ、その際に起請文提出された可能性が高い。

明都賀の謀叛の背後には備中国を本拠とし、石見国阿須那庄や出羽郷を実効支配していた高橋氏の関与があった。高橋氏と佐波氏が戦った際に清文は高橋氏方となり、幕府へ謀叛を訴えた佐波氏惣領元連から所領を没収され、佐波氏惣領方となった弘行に与えられた。その後、高橋氏と佐波氏の間で和睦が成立し、清文は赤穴庄千足分=西村の3分の1の知行を認められたが、約束は実行されなかった。そこで清文は湯本(井本)氏に所領回復への協力を求め、所持する支証も預けた。ところが井本氏の実効性のある協力をしなかったため、清文は所領を放棄し井本氏に預けた文書は反故とすることを述べている(中川31)。この文書が作成された翌年に弘行の子幸重がほうし丸に西村を含めた所領を譲っている(中川32)。

続いて置文は文安5年(1448)に將軍上意として成人後の佐波氏惣領元連を退治せよとの命令が出雲守護京極氏、石見守護山名氏に出された事件について述べている。弘行子幸重の代である。同年11月27日管領下知状(佐々木122)と『康富記』8月23日条によると、赤穴別宮領を押領したというのが理由であった。石清水の訴えを受けた幕府は京極持清に応永2年と応永24年の御判(出雲守護職と關所地を与えた)に任せて佐波氏領出雲国知行分を与えた(佐々木123)。応永22年11月7日佐波幸連請文案(伊藤2018)により京極氏から佐波氏に返された来島庄であろう。石見国分は石見守護山名に預けられたと思われる。

置文によると、出雲守護方の三沢氏が陣をしいた泉山城に対して赤穴氏が夜討をかけたが、それ以外の親類衆は惣領方とならず、井本をはじめとする下方親類衆は石見守護方となって当知行を安堵されたとする。赤穴氏もその後京極氏のもとに降伏出頭し、赤穴庄の支配は認められたが、本領分の石見国佐波郷内片山分は放棄した。片山分は後に復活した佐波氏惣領元連が石見守護から知行を認められたとする。片山分の放棄は、他の親類衆とは違う惣領への「とどけ」であるとしている。

置文には続いて、佐波氏惣領元連が許されて所領を安堵された際に、井本・明都賀が押領の張本であったとして逃亡したとある。享徳元年11月12日出雲守護代尼子清貞感状(尼子2)によると、5日に赤良〔穴カ〕城に牛尾三河守等の国人を派遣し、城に押寄せて敵を没落させ、6日に佐波内四〔明都カ〕賀村へ発向したことを賞している。これにより井本氏(一時的に赤穴庄惣領地頭職を与えられたか)と明都賀氏が没落したのだろう。没落していた佐波元連が復活し、逆に佐波郷内明都賀跡を与えられ、赤穴幸重が赤穴庄内井本跡を得たのだろう。置文には、その後元連が佐波郷内弘行分(片山)も自領とし、遂には赤穴庄を押領せんとしたため、赤穴幸重が惣領元連と戦ったとある。

この事件についても文安6年6月9日赤穴幸重請文(起請文)が残されている(中川38、萩関未収)。現在、生涯の分かれ目にあるとして善惡ともに同心し、隔てなく申談ずるとし、互いの所領も先祖の掟に任せて確保に努力すること、御公事は分限に従って勤め、一方が過分となることはないようにすることを神仏に誓っている。赤穴氏が京極氏に出頭するに際して井本と契約を結んだのだろうか。5月27日には井本善連が孫龜若丸に赤穴庄と佐波郷内を、善連の子重連も同日に子龜若丸に赤穴庄を譲り、6月9日には佐波郷内を譲っている(中川34～37)。

二つの事件に関して残っているのは赤穴氏側が井本氏に誓う形の文書で、井本氏領を赤穴氏が併合する中で得た文書である。応永30年の事件では赤穴庄惣領地頭であった弘行流が謀叛に深く関わった千足氏領を与えられたが、井本氏は所領を維持している。千足氏が一旦は井本氏に本領三分一の回復を委ねたのもそれなりの理由があったと思われる。弘行流分の赤穴庄惣領地頭職（三分一は田数に基づくもので、面積は最大カ）には東岸の赤穴城の麓（近世の赤穴町）や西岸の赤穴八幡宮社地が含まれているが（地図参照）、井本氏分三分一も赤穴庄北部の神戸川兩岸を占め、当時の灌漑・排水ならびに洪水防止技術との関係で微妙だが、神戸川沿いの谷幅が最も広く、北隣の佐波氏領来島庄につながり、沢谷川南岸の耕地と分岐した酒谷川兩岸の耕地、谷沿いの道につながった古市（中世の今市が赤穴町＝新市が生まれたことで古市と呼ばれるようになったが、市場としては存続していた。この点については服部英雄氏の教示による）とその周辺の耕地を含み、経済的には赤穴氏に匹敵する基盤を有していた。少なくとも佐波郷猪子田河以南については井本氏分の方が弘行分より経済的には優位にあったと思われる（田数は同程度でも面積そのものは倍以上）。井本氏分については田数注進状が残っており（中川147）、合計9町小であった。

所領の譲状は何度も作成され、新たな子の誕生等により更新される。置文にも常連の父実連が死亡する直前に後妻の子に明都賀を譲る意思を示したが、先妻の子である嫡子頼清、二男常連、三男久保にとっては自らの所領が減る新たな配分案が必要となる。難航必至の問題であったが、常連が父の意向の通りとすべきと主張し、分割し直しが行われ後妻の子に明都賀が譲られた。この子＝明都賀が応永30年の謀叛の張本人であったため、生涯させられ、その所領明都賀と吾郷は惣領梁山の兄弟に与えられた。

前述のように、弘行は常連の孫ではなく末子である。正連・清連の異母弟であった可能性が高い。その弘行への配慮として、父や兄とは異なり佐波氏惣領の「ゆき(幸・行)」をその名に付け、猪子田河以南分については佐波氏惣領分に隣接する西側を与えた。状況によっては年少の弘行分が兄によって併合される可能性もあるのである。

郡連置文については赤穴氏が惣領佐波氏からの本領分（將軍の安堵）と出雲守護に従って持つ赤穴庄からなり、その時々で惣領と守護の狭間で揺れ動いたり、一方を口実として他方に対して権利を主張する中で由緒を述べていると評価されたが、もう一つの主題として、常連流でのライバル井本氏との関係から、本来弘行が家督相続者であったことを主張するため、常連嫡男頼清を捏造して弘行を嫡孫にしたのである。文安～宝徳年間の事件後、赤穴庄井本氏分も弘行流の所領となったことが文明3年11月15日赤穴幸清譲状（中川53）からわかるが、寛正2年9月 日佐波備中守支証手継次第（中川39）により、清連流のかめわかが公方（將軍）へ訴えて所領を回復する機会を狙っていたことがわかる。佐波氏惣領と赤穴氏の対立から赤穴氏が没落すれば、本領安堵のチャンスとなる。それが延徳4年（1492）10月8日に成人後のかめわか（了銀）が弘行流の安連（郡連）に支証を譲り渡し、今後は妨げをしないことを誓った（中川57）ことで、弘行流の支配が確立した。井本氏を意識しつつその正統性を主張するのも置文の重要なテーマであった。

（京極氏から尼子氏へ）

置文によると佐波郷内片山分について赤穴氏と佐波氏の間で取合＝合戦が発生したが、幕府奉行人飯尾氏と京極氏の重臣で幕府侍所所司（頭人）持清のもとで所司代（1462～1466）を務めた多賀高忠の口入で片山分が返された。飯尾氏については寛正7年（1467）1月11日の評定始の奏事に貞有、鬨子に宗清（後に号清房）がみえ、26日の評定著到にも之種、為衡、清宗、翌年正月11日の評定始、26日の著到始にも三人がみえるが、5月25日には天下大乱とあり、翌日から応仁の乱が始まった（齋藤親基日記）。返されたのはこれ以前であろう。文明3年11月15日赤穴幸清譲状では赤穴庄とともに佐波郷内片山（あらおさ）分も譲られている（中川54）。境界に関する表現は常連・弘行・郡連の譲状と幸重・幸清の譲状で異なるが、同一所領と考えられる。

守護京極持清は東軍の主力として近江国で戦い、出雲国では守護代尼子清貞が西軍山名氏と結ぶ国人と戦っていた。持清は文明2年に病死し、嫡子勝秀はそれ以前に死亡していたのでその子孫童子丸が継承するが、翌3年

に死亡し、叔父政経が守護となった。文明6年には清貞の嫡子経久が公の場面に登場し上洛し、翌7年には京極政経と多賀高忠が出雲国人を動員して近江国で西軍の六角氏と戦ったが敗退し、11月には三沢氏惣領為清が戦死した。翌文明8年に出雲国で国人の反乱が起き、鎮圧に失敗した清貞は引退に追い込まれ、経久が守護代となった(原2011)。

経久は現実の状況を踏まえ、軸足を京極氏側から国人側に移していく。文明11年8月21日には佐波氏が京極氏に降伏したことが京都に伝わっている(雅久宿祢記)。置文で「近年君谷陣之時、雲州衆ことごとく京極殿をそむき申、惣領秀連と一味す」と記した事態が発生した。この時期について、文明16年3月17日幕府奉行人奉書(尼子84)以降としたことがあった(原2011)が、それでは同年11月15日までに京極氏の命に基づき三沢・牛尾氏等により経久が追討・排除された事実とズレが生ずる。文明14年12月2日に政経が牛尾五郎左衛門忠清に知行分への段銭を免除しているが、その17日後に幕府が故持清以来、守護が被官人に認めてきた段銭免除を破棄し、異議があるものは罪科に処すことを政経と経久に伝えている。これまで政経が国人に妥協し続けていたことに対して幕府自らが対応に乗り出したのである。これが「君谷陣」以降への対応ではなかったか。幕府が乗り出すことにより経久は排除されたが、それは徹底的なものではなく、守護政経と経久がとりあえず幕府に対して表面をとりつくろったものであった。

君谷の場所については、石井進氏の邑智郡君谷への疑問をうけて、出雲国飯石郡来島庄内「木見谷」とした(原2011)。これに対して近年、「邑智郡佐波郷より八キロほど西方に当たる同郡北部の君谷川流域とみてよからう」との説が示された(川岡2019)。その理由として、「隣接する邇摩郡に庶流の石見吉川氏の本拠地大家西郷津淵村等の吉川一族の所領が存在しており、幕府の命を受けた吉川勢が邇摩郡から郡境を超えて進行し、佐波氏がこれを迎え撃って撃退した」とまで述べる。佐波氏領と堺を接する君谷は大家氏領佐記の一部であり、出羽氏から大家氏へ養子に入った人物が譲られた(大系図)。出羽氏の出身であったため、幕府から勲功の賞として一族の本領であった上下出羽郷を与えられ、君谷氏から出羽氏に名乗りを改めた。萩閥に収録された系図には藤原姓大家氏との関係はおくびにも出さないで、鎌倉初期に入部した伴氏一族の情報のみ記している。何が言いたいかというと、大家氏とその一族がいる中、あるいは出雲守護京極氏と佐波氏の問題であるのに、なぜ邇摩郡の石見吉川氏かという疑問である。石見吉川氏は安芸吉川氏の庶流であったが、経兼が安芸吉川氏を継承したため、大家西郷津淵村は石見吉川氏庶子が継承した。石見吉川氏と安芸吉川氏の関係が強まるのは安芸国毛利氏の勢力が石見国に及んでからで、それまでは大内氏との関係が主であった。天文9年に尼子氏が安芸吉田を攻め、その途中で石見国でも戦闘が起こっているが、安芸吉川氏が尼子方であったのに対して、石見吉川氏は大内氏方であった。邑智郡君谷説は名前の一致以外の根拠はない。石井進氏を躊躇させた無理筋の説である。

来島庄内木見谷の具体的場所を説明すると、『出雲国風土記』に次のように記す。「野見 木見 石次の 三野並びに、郡家の南西四十里なり。紫草あり。」。野見野は飯南町上赤名呑谷の山とそれに続く周辺の平野で、石次は飯南町下赤名集落の名称として残っている。これに対して「木見野」は飯南町下来島にある木見山の周辺とされる(飯南町HP)。木見山の場所をもう少し絞ると、下来島川尻にある。川尻は来島ダムの西側で、山一つ越えると佐波郷酒谷である。来島庄は佐波氏領ではあるが、守護京極氏はこれを没収する権限を有していた。京極氏が佐波氏を攻撃する拠点として陣をはるには好都合の場所であることがわかる(地図参照)。下来島なら赤穴庄にも接しており、佐波氏方、守護方どちらを選択してもデメリットが多く、対応に窮した赤穴氏が出雲国外に出たという意味も良く理解できる。

おわりに

個々の結論については繰り返しはしないが、以上のように「置文」の史料批判に基づき従来の説を再検討し、

これまで等閑視されてきたその周辺的問題を含めて分析した。置文が「もはや守護京極氏の力に頼ることはできなくなった赤穴氏が佐波氏との関係一本で生き残ろうとしたところに、赤穴郡連置文の成立の意義を見い出すことができる」との説（川岡2019）に対しては、仮にこの置文を佐波氏が見たら、佐波氏との関係を含めて歴史の改変がなされており大変な事態となったことと、赤穴氏は最終決定をしたのではなく留保をしていることのみ指摘しておく。その当否はこの文の読み手に委ねられるが、こうした作業を積み重ねないと研究は進展せず、「屋上屋を架す」のみになる。

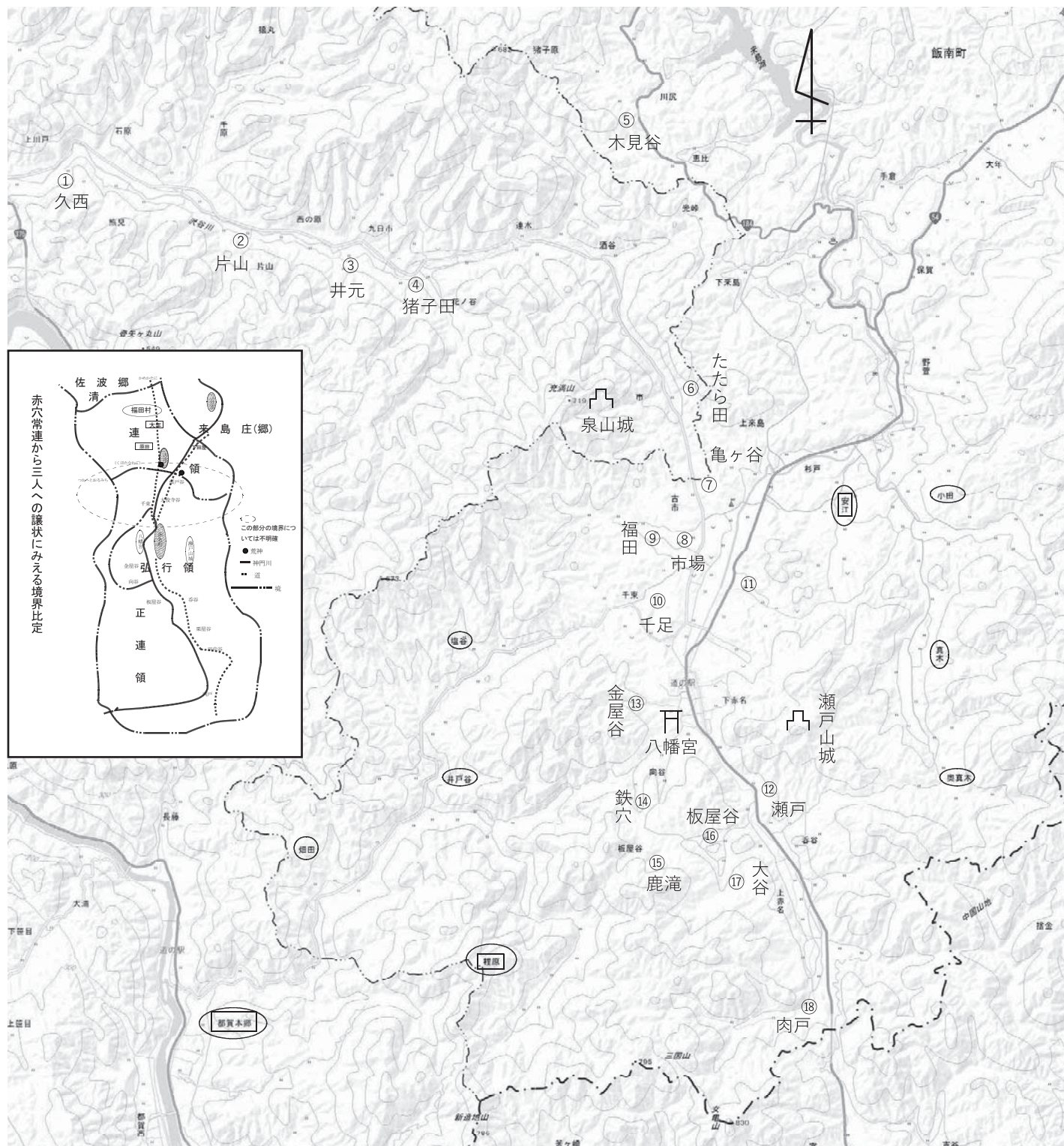
本稿は原2021と同様に、大まかな見通しを示したものであり、後日、個々の分野毎に正式な論文にして公開したい。

〔参考文献（五十音順）〕

- 朝山皓「佐陀庄地頭としての朝山氏」（社会経済史学1巻3号、1931）。
- 石塚尊俊『出雲国神社史の研究』、2000。
- 伊藤大貴「古代出雲歴史博物館所蔵「信濃守為忠請文案」「佐波幸連請文案」について―応永年間の出雲守護京極氏と国人―」（古代文化研究26、2018）。
- 井上寛司「中世出雲国一宮杵築大社と庄園制支配」（日本史研究214、1980）。
- 岩田茂樹「奥出雲・岩屋寺旧蔵毘沙門天立像について」（東京国立博物館研究誌MUSEM692号、2021）。
- 寛雅博「続・関東御領考」（『中世の人と政治』、1988）。
- 川岡勉「赤穴郡連置文に見える国人と守護被官人」「戦国期出雲における権力秩序の変動と「赤穴郡連置文」（『戦国期守護権力の研究』、初出は2019、2022）。「南北朝期の出雲と義清流佐々木氏―隠岐・塩冶・富田氏を中心に―」（松江市史研究13、2022）。
- 菊池紳一「後白河院政期における知行国についての一考察（三）」（太平史窓6、1987）。
- 岸田裕之「守護山名氏の備後国支配の展開と知行国制」（『大名領国の構成的展開』、初出は1972）。
- 吉川隆美「連歌師朝山梵灯の出自について」（松江工業高等専門学校研究紀要5、1970）。
- 五味文彦「女院と女房・侍」（『院政期社会の研究』、初出は1982）。
- 佐伯徳哉「鎌倉・南北朝期における出雲国内支配と八幡宮」（『中世出雲と国家的支配―権門体制国家の地域支配構造』、初出は2012）。
- 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』下、1988。
- 曽根研三「出雲国造の治神思想」（『出雲・隠岐』1963）。
- 平雅行「定豪とその弟子―鎌倉真言派の成立・展開―」（京都先端科学大学人文科学研究45、2020）。
- 角田文衛「崇徳院兵衛佐」（『王朝の明暗』、初出1974）。『待賢門院璋子の生涯―椒庭秘抄』（1985）。
- 原慶三「出雲国の地頭に関する基礎的考察」（山陰史談18、1982）。『竹矢郷土誌』中世（1989）。「出雲朝山氏関係系図を読む」（島根史学会会報23、1993）。「鎌倉幕府の成立と出雲国」（出雲塩冶誌研究紀要2、2007）。『出雲塩冶誌』中世（2009）。「応仁・文明の乱と尼子氏―文書の声を聴く―」（松江市史研究2、2011）、「松江市史 中世史料編・補遺についての補足」（松江市史研究10、2019）、「斐伊川周辺の庄園と流路の変遷」（松江市史研究12、2021）、「出雲国造の補任・継承と文書」（出雲古代史研究33号、2023）。
- 藤岡大拙「赤穴氏について」（『島根地方史論攷』、初出は1970）。
- 藤原良章「花押が語る足利直冬」・「付 足利直冬の花押」（『中世の思惟と社会』、初出は1986・1988）。
- 宝賀寿男「出雲在国司朝山氏の初期段階の系図」（家系研究42、2006）。
- 星野重治「京極導誉被官吉田厳覚の動向をめぐって：京極導誉研究の一考察」（紀尾井史学16、1996）。
- 堀川康史「鎌倉初期の出雲守護安達親長について」（松江市史研究10、2019）。

佐波郷常連分と赤穴庄

地理院地図（電子国土Web）から作成



番号：佐波郷、赤穴庄内の地名で文書にみえるもの。

①久西（くにし←くねち）～②と③の間までが片山（円山）分②と③の間から⑦までが井元（本）分

⑤君谷（木見谷）陣 地名 文書で～へとおるの道とみえるもの 地名 赤穴庄外